

会 議 録

会議の名称		令和3年度第1回つくば市文化芸術審議会		
開催日時		令和3年(2021年)9月29日 開会10:00 閉会12:00		
開催場所		つくば市役所 5階 庁議室		
事務局(担当課)		市民部文化芸術課		
出席者	委員 (計10名)	小久保貴史、神谷大蔵、野中勝利、田中佐代子、小澤慶介、 田中秀夫、宇津野茂樹、根津陽子、矢島祐介、山中周子		
	その他 (計1名)	牟田都市計画部公有地利活用推進課係長		
	事務局 (計7名)	横田市民部長、稲葉市民部次長、日下文化芸術課長、 矢口同課長補佐兼係長、加藤同主任、田山同主任、 吉野同主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		諮問第1号 文化芸術創造拠点の形成について		
会議録署名人		確定年月日	年	月 日
会議 次第	1 開会 2 あいさつ 3 委員紹介及び人事発令通知書の交付 4 つくば市文化芸術審議会について 5 会長・副会長の選出 6 議事 7 その他 8 閉会			

<審議内容>

1 開会

<日下文化芸術課長より開会を宣言>

2 あいさつ

<五十嵐市長よりあいさつ>

3 委員紹介及び人事発令通知書の交付

<日下文化芸術課長より委員 11 名の紹介（欠席 1 名）>

<五十嵐市長より人事発令通知書の交付（代表：小久保委員）>

4 つくば市文化芸術審議会について

<矢口文化芸術課長補佐より以下のとおり、審議会について説明>

(1) 設置

(2) 根拠法令

(3) 委員

(4) 会長・副会長の選出

(5) 審議内容

(6) 審議会の開催

5 会長・副会長の選出

<会長に野中勝利委員、副会長に宇津野茂樹委員を選出>

<会長、副会長よりあいさつ>

(あいさつ後、市長退室)

6 議事

諮問第1号「文化芸術創造拠点」の形成について

事務局 : それでは、議事に入りたいと思います。議長については、条例第13条第2項に基づき、会長が議長となりますので、よろしく願いいたします。

野中会長 : それでは、次第に従いまして進行させていただきます。
まず、議事に入る前に本日傍聴の希望者はいらっしゃいますでしょうか。本日傍聴の希望者はいないということですが、今後もし希望者がいた場合は、基本的にこの会議は情報公開という観点から、傍聴者の方におかれましては後方の座席にお座りいただくということになりますので、皆様の御理解をいただきたいと思います。

次第に従いまして進めて参ります。本日の委員出席数ですけれども委員11名のところ10名の出席ということで過半数を満たしておりますので、条例第13条第3項の規定によりまして本日の会議が成立していることを御報告いたします。

それでは本日の審議案件、諮問第1号「文化芸術創造拠点」の形成について、事務局から説明を受けてから、委員の皆様に議論いただきたいと思います。では事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局 : <諮問書、諮問理由を用いて、諮問について説明>
<資料No.4、5、6、7、机上配布の資料を用いて、「文化芸術創造拠点」について、これまでの経緯、事務局が考えているビジョン・コンセプト、候補地、今後のスケジュールについて説明>

野中会長 : こういった前提となるような情報を基にしまして、それぞれ委員の方々から、忌憚のない御意見、或いは期待とか要望を含めて、承ればと思っております。例えば、ビジョンやコンセプトとか、それ自体は違和感のあるものではないと思いますが、拠点を作るとすれば、具体的にはどのようなイメージが望ましいのかというような観点でも構いません。御意見ありましたらお願いしたいと思います。

山中委員 : 御説明いただいたスケジュールの部分で、令和5年に改修設計とありますが、事務局の希望している旧田水山小についてはどの程度の改修を想定していますか。外観を大幅に変えるような改修、耐震だとかそういう構造的な改修も含めた話なのか、または外観を少しアップグレードするようなお話なのか、事務局の意見を伺いたいと思います。

事務局 : 旧田水山小は平成7年に建築された建物で、今回の候補地として挙げている廃校の中では比較的新しく、またデザイン性もかなり優れたものだと思っております。こちらの改修については、例えば壁面がタイル張りになっているため、そちらの剥離している部分については修繕が必要ですが、何か大幅に手を加えるというのは、現在想定はしておりません。

どの候補地をどういう使い方をするかということについて審議会の中で検討していただいた上で、外装・内装ともに具体的にどうしたら使いやすいかというのを御議論いただいて、改修計画というのを具体的に練り上げていきたいと考えています。

小澤委員 : アートで拠点を作っていくということですが、アートで

そういうことをやる場合、いろいろな可能性があると思います。例えば、作品を展示する場所やワークショップで創作する場所など、いろいろ考えられますが、事務局や審議会委員で共通で認識している形は何かあるでしょうか。それとも、どういう場所になるのかをこれから決めるということによろしいでしょうか。

事務局 : どういう場所にしていくのかということについても、皆様からの御意見や御提案を伺いながら、事務局案を作成します。そちらをこの審議会に提出させていただき、皆様から御意見等いただきたいと考えています。

田中秀夫委員 : 資料では旧田水山小学校にほぼ決まっているような記載になっていますが、そういった認識でよろしいですか。これは前回の審議会で決まったことなのか、あるいは決まっていないことなのか、私たちがこれからどこを選ぶかという流れのはずですが、すでに旧田水山小学校に決まっているような説明なので、どういう状況なのか教えていただきたいです。

事務局 : 旧田水山小学校が事務局の希望ですが、前回の令和元年度審議会で決まったものではありません。前審議会でも候補地については、一度検討されましたが、具体的な決定はしていません。

今日の会議の終わりに、第2回審議会について御案内しますが、次回は、こちらに挙げた候補地の現地見学会を予定しています。皆様に現地を御見学いただき、改めて候補地としてどこが適当かというのを審議会として議論いただきたいと考えております。

資料には事務局の希望として、旧田水山小学校と書いてありますが、具体的にこちらで決定したということではございません。

神谷委員 : 今、事務局から御説明をいただきましたが、この旧田水山小学校を軸に話を進めるにあたり、地元区長との協議などを実施した交流記録がありますが、これは他の三つの小学校ではやられていないですか。

事務局 : 事務局としては、旧田水山小学校を最初から候補地として考えておりましたので、田水山地区以外の区長様とは今現状としてはヒアリングなどを行っておりません。

神谷委員 : このヒアリングの結果、どういったものが見えてきたとか、問題点、課題、また地域の田水山小学校への期待など、事務局で何か感じているものがあれば、教えていただきたいです。

事務局 : 地元の区長の方々とお話しした中では、地域の交流するスペースが欲しいという意見が目立っていました。今まで学校があってそこに人が集まっていたけれど、学校がなくなったことで自然と保護者の方や地元の方が集まる機会もなくなり、そういった地元の方が集まるスペースが欲しいという意見を強く持たれたようです。そういったことから、地元の方が交流するスペースとしても使えるような形で文化芸術創造拠点を整備していきたいと考えています。

神谷委員 : 非常にその地域の声は大事だと思います。

ちなみに、旧田水山小学校の名前ですが、田水山という地名はどこにもなく、田中地区、水守地区、山木地区の頭文字で田水山ということになっています。委員の皆様にも

御承知おきいただければと思います。

野中会長 : 事務局としては旧田水山小学校が第一候補ということですが、耐震基準からいくと旧田水山小学校だけが新耐震基準に合致していて、他の3校はちょっと築年数が古いということがあります。新耐震基準だと震度6強から7程度の揺れでも倒壊しないということが確認できますが、それ以外の3校の校舎については、旧耐震基準ということで、震度5弱の地震だと倒壊または崩壊する危険性があるということです。そのため、もし、旧北条小、旧筑波小、旧田井小を利活用しようとする、耐震関係のこともかなり整備の中を含めなければいけないと思います。

あと、委員の皆様においては、事務局からの案を待っているということではなくて、皆様の御意見があり、それを基にして事務局の案を作っていくという流れになりますので、こういうことをしたいとか、あるいはこういうことになるといいな、こういう使われ方をするといいなということをお意見等いただきたいと思います。

また、私からの質問ですが、予算の関係もあるかもしれませんが、学校の校舎全部を使うかどうかもこれからですか。

事務局 : 改修の計画の内容などにも左右されると思いますが、基本的には今回候補地として選んだ廃校を整備して、その学校全体を文化芸術創造拠点として活用していきたいと考えています。

野中会長 : わかりました。調整などもあるので、全体を使うほうがよいと思います。

根津委員 体育館について、旧田水山小学校と旧田井小学校は学校開放の対象になっていて、今現在も使っていると思いますが、今後この拠点となったときに、学校開放で体育館を使っている団体に対してどうしていくのか、お考えを伺いたいです。

事務局 : 文化芸術創造拠点として、体育館をどういう風に使うかも含めて今後検討していく形になると思いますので、必要に応じて、そういった地元の団体の方とも協議しながら検討していきます。

矢島委員 : この施設について、対象の想定はありますか。ものづくりをする人たちだけが使うのか、それとも一般の市民の人でも利用するのか。施設ができることで、どういった効果が生まれるのかということまで想定されているのか。そのあたりがわからないと現地を見に行った時にどこがいいのかという選択はできないので、前審議会までではどういったことになっていたのか、事務局の方からお話しいただきたいです。

事務局 : 使う人については、いろいろ考えられますが、まず、コミュニティスペースとして、地元の方に使っていただきたいというのが一つです。そして、文化芸術創造拠点という形で整備していくからには、例えばアーティストの方々の創作スペースや、創作したものを展示できる場所は整備していきたいと考えております。こちらについては、本日提案させていただいたコンセプトでは、まだ具体的な内容になっていない部分ですが、こちらを具体化していく形で今後、整備計画を練り上げていきたいと考えています。

野中会長 : 委員の皆様には、逆に例えばこういう利用のされ方がいいなど、こういう利用者のイメージについて御意見あれば伺いたいです。

矢島委員 : アーティストインレジデンスのようにアーティストたちが集まってくるのもすごくいいと思いますが、そうするとどうしても市民が日常的に使うというよりは、閉じられた感じになりがちな気もするので、それ以外にも活用する方法があったらいいなと思います。

つくばというまちで見ると、「科学のまち」と言うことが多いですが、どうしても“自然科学”の「科学のまち」というイメージが強く、“人文科学”がもっと補強されないと文化芸術はにぎやかにならないのではないかと思います。そのため、そういう人文科学に関わるような何かが施設に活けるといいと思います。

小澤委員 : 僕も矢島さんと似たような意見で、地元の方にはもちろん使って欲しいですけども、地元の方だけで閉塞していると、このコンセプトの「出会う」とか「繋がる」ということが果たせなくなってしまうので、地元の方と、例えば地元のアーティスト或いは海外からやってくるアーティストが、何らかの形で、知識とか技術を分かち合っただけでそこから何か新しいことが生まれていくってようなことがあってもいいのかなと思います。

あと、基本的にはアートで拠点づくりをしますが、今、全国各地で展開している街の文化拠点を見ていると、それもアートだけで閉塞してなくて、アートと農業とか、アートと特産物づくりとか、いろんな関係に開いてい

くというところに、そのまちの魅力を生み出す可能性があると思っています。例えば農業とアートの技術を合わせて何か新しいことを生み出していくという可能性も追求していいのではないかと。農業には、こだわりませんが、いろいろなものがあって、つながって生まれていくといいなと私は思っております。

山中委員 : 今、農業とアートというお話がありましたが、私はそういったテーマのような、ある程度集約したアートの形を見せられた方がいいのではないかと考えています。

私はコロナ禍の中で、子どもたちの遊ぶ場所が本当になくなっていると感じていて、遊びに行ったり、友達と会ったりができない分、親はコロナ禍でも子どもを大きいショッピングセンターの中にあるゲームセンターに連れて行っているのをよく見ました。センター地区だと公園もたくさんありますが、周辺市街地には少ないので、周辺市街地にも、遊び場のひとつとして、子どもが体験などをおしてアートや文化に触れるところができ、ワークショップなどで、ゲームだけではない遊びをアーティストや地元の方々、おじいちゃんとかおばあちゃんとかが関わりながら楽しめるような施設になると、より厚みが出てくるのかなと思っております。

子どもを芸術の中で育てるように、農業とアートであれば、大人がそうやっているような表現をしていく中で子どもはそれを側面から見ると、お母さんお父さん、おじいちゃんおばあちゃん、地域の方々も来てくれるようになるのではないかと思います。

野中会長 : 例えば住民の方々も巻き込んだような活動などの広がりも、想定されるような気がしております。またアーティストの中にはコツコツと制作する人もいれば、かなり大掛かりなもので、自分1人では到底できないような、そういう地域の方々とワークショップ的に一緒に作り上げていくようなアーティストもいます。そういうような形での参加というのものもあるのかもしれないです。

根津委員 : 子どもというキーワードが出てきたので、私はつくば子ども劇場に関わっているものですから、子どもを軸にした体験の場所というのはたくさんの方が関わる余地が非常に出てくると思いますし、有意義だと思っております。私たち子ども劇場というのは、自分たちが演劇をすとかそういうことではなくて、プロの方をお呼びして、みんなで子どもたちに、いいものを見せていこうという活動をしておりまして、例えば、今後拠点に、プロの方をお呼びして、舞台芸術を見てもらう、ワークショップをしてもらうというのもいいと思います。

もう一つ、子ども劇場では、自分たちが遊びを作っていくということを大切にしております。そういう意味で学校というのは子どもにとっては廃校であっても、慣れた使いやすい場所だと思いますし、そういうところでいろいろ体験ができる場所になったらいいなと思っております。物を作られる方のアーティストの方とは私たちはあまり接点がないのですが、絵を描く、物を作っていく方とか、例えばアーティストインレジデンスで実際にアーティストが制作をしているところ、教室で作っているところを廊下から子ど

もたちが日常的に見られるみたいな、そういう体験の仕方もあったらいいなと思います。

野中会長 : アーティストインレジデンスですと、要するに居住滞在型ということで、そこである一定期間住むことになります。そうすると、そこで寝食をすることになり、食べるものっていうと地元でとれたものと考えられます。そこで、農業、農産物含めて農家の方々との接点もあるかもしれないし、制作での子どもたちとの接点もあるかもしれないし、かなり幅広くいろいろととらえることができます。そのようなイメージは私も持っているところではあります。

学校の大きさについて、どのくらいかイメージがまだわからないですけど、その環境を整えるにはどのくらいのスペースが必要になるのか、そういうことがどの程度可能なのか、具体的にもう少し先の話ですが検討をしながら、また御意見いただければと思っております。

あと、今のその劇場の話ですと、例えば一般的な体育館で見るというイメージがありますが、必ずしもそれだけではなくて、小さいところだと教室もあるかもしれないし、あるいは校庭を使って、できることもあるかなと思えました。

田中佐代子委員 : 旧田水山小学校は比較的新しいということで候補地の中でも一番魅力的で候補になっているのかと思います。しかし、周辺環境はすごく大事ななと思っていて、北条であれば、お店とかもあります、他の候補地も、そういった食べる場所や、買い物できるスーパーとかありますか。そういった周辺環境も大事だと思います。

事務局 : 確かに旧北条小学校は商店街の近くにあり、スーパーも比較的近くにあるため、環境が一番整っていると思います。他の候補地として挙げさせていただいた3校の生活にかかる周辺環境としては、正直、あまり恵まれている場所ではないという回答になってしまうと思います。

山中委員 : 中之条のレジデンスのことを最近知って、アーティストインレジデンスというか中之条ビエンナーレという芸術祭が2年に1回、開催されています。中之条町は群馬の本当に山奥で、そこには温泉地があるのですが、ただ過疎が非常に進んでいました。それにより空き家問題もすごく多かったことから、アーティストに制作のためのレジデンスとして、空き家を月1万円とかの定額で住ませたそうです。そのことから、飲食店だとかそういう商業施設が必ずしもそろっているところが、地方のいいところではないと感じていて、その地場のものを食べたり、その農業に関わったりというのも魅力になると思います。筑波山の方も空き家が結構あるという噂を聞いたので、アーティストって旅がらすのようなところもありますから、レジデンスのように、そこに住みながら、その土地に感化されて制作をしていくのもよいと思います。制作のときだけでも滞在ができて、アーティストインレジデンスとして、例えばその拠点でワークショップや制作発表するなどの形で、住まいから地域を活用していてもいいのではないかと思いました。

野中会長 : おそらくアーティストにとってみると、見なれた風景が周りがあるよりは、非日常というか、今までの生活と違うところで、そこに滞在することで得られる刺激というもの

求められているかもしれません。それはそれぞれアーティストの指向性にもよるのかもしれないですが。

矢島委員 : 旧田水山小学校はやっぱり少し不便な場所ではあるため、日常的に人が必ず来るっていうのは結構厳しいなと思います。それであれば、動画の配信とか、そういう形で、こっちに来てもらわなくても情報は出すことができるような形も整えたらいいと思います。アーティストや評論家、大学の先生のお話も聞いてみたいと思う人は多いと思います。アーティストも話したいことがあるだろうし、筑波大の先生とかも巻き込んで配信などでお話していただくというのも面白いと思うので、配信できるような施設というか、部屋、スタジオがほしいです。

宇津野副会長 : 場所的には、旧田水山小学校だけでなく、候補地に挙げられている旧北条小学校、旧筑波小学校、旧田井小学校もすべて北の筑波山を借景にあるということで、芸術の拠点にするにはすごくいい場所であると思います。特に旧田水山小学校は先ほども会長からありましたように耐震が効いていますので、他をもし使うとしたらその費用も計上しなくちゃならないというところは気にかかります。交通の便は旧北条小学校と比べると劣るとはいつても、この辺は鉄道とか地下鉄が通っているような環境ではないので、どうしても車で行くようになってしまうため、その辺はある程度クリアできるのではと感じています。

あと、文化芸術創造拠点ということで、どういう施設を作っていくかについては、各地区にはすでに交流センターや児童館もありますが、今回は文化芸術創造拠点というプ

ラットホームの構築を目指すということで、ある程度、市民劇団や芸術家、アーティストインレジデンスのようにアーティストに住んでいただいて、芸術を高めていただくというのがあると思います。一方で、皆様に敷居を高くしないで利用していただける交流センターのように、地域に密着した施設というの、地元の要望としてやはり重要だと思います。その辺、どのようにしていくのかという方針もここで話し合うということですが、市の考えをお伺いしてもいいですか。

事務局 : その点についても今後検討をさせていただきたいと思っております。現時点で、どちらかに比重を置くというのは決めていません。

田中秀夫委員 : この拠点形成については、「文化芸術推進基本計画」によると、基本方向と基本施策があります。つくばは理工系の文化都市であると世界でも有名です。それに関して、計画の基本施策として、科学と融合した文化芸術の振興とありますので、そういうようなことも、できればこういう場でやりたいと思います。

それから、耐震性について取り上げているけれど、予算の問題も含めて、耐震性は悪いけれども他の条件はいいというようなことになったとき、どうするのか。この候補地は耐震が悪いけど、その他の全部についてこちらの方がいいから、耐震のためのお金使ったらどうですかとなっても、その方が予算規模は大きくなると思います。そのため、市としては、できるだけこの文化芸術創造拠点の形成についてお金をかけないで、有効に使おうと考えているというこ

とで、よろしいですか。

事務局 : 確かにその耐震にかかる費用はコストの中でもかなり大きな比重になってくる可能性が高いと考えておりました、その点で旧田水山小学校は新耐震基準をクリアしているため、現状こちらについて耐震補強の必要性はないと考えています。一方で、その他の候補地については、耐震改修工事が必要となります。内装の改修については、どの候補地になっても活用方針にあわせて必要となりますので、耐震補強に関する費用もなるべく抑えられる方がいいというところではございます。そちらも加味した上で皆様に議論していただきたいと考えています。

小久保議員 : これまでの審議会の意見を先ほど見ました。旧田水山小学校は3階建てで、眺望も非常にいい場所で筑波山が眺める高台の上にある学校というイメージですが、部屋も多くあると思います。これまでの協議の中では、運営や管理に関して、やはり専門性の高い方に運営をしていただくというような議論があったようですが、それだけ多くの方が集うような施設に対して、その調整などは非常に大変なのはと想像しまして、管理について、市で直営をしていく考えの有無をお聞かせください。

事務局 : おっしゃる通り、前回の審議会の時に例えば専門的な団体に運営してもらう方がよいという意見ですとか、他の自治体の先進地、廃校利活用して作った文化芸術のための施設などを職員が見学に行った際も、そういう専門の団体が運営している施設などもありました。しかし、つくば市として「文化芸術創造拠点」をどう運営、管理していくかと

いう話になりますと、直営というのも選択肢のひとつとして可能性はあります。そちらについても今年度提案資料を事務局の方で取りまとめの上、こちらの審議内容として諮らせていただければと考えています。

神谷委員 : 今、小久保委員からありましたが、このアーティストたちをコーディネートする人がいないと当然成り立たないわけでありまして、イメージが湧いたのは、福岡にある大名小学校という廃校跡地で、ここは国内でも最先端のスタートアップの施設です。ほかにも、つくばエクスプレスの沿線ですと、柏の葉キャンパスには三井不動産が運営している“KOIL”というコワーキングスペースを含むレンタルオフィスがあります。そこには共有で使える配信スペース、スタジオや、3Dプリンターが使える工房などがあります。そういったところにコーディネーターが誰かいて、まとめて活動しやすいようなところにとできると非常にいいのかなと思います。

また、先ほど山中委員からもあったいわゆる空き家のことですが、やはりアーティストが長期にわたって学校に住むというのは、基本的には少々難しいとは思っています。そのため、そうなった時にやはりそういう空き家を利活用しながら、先々では定住促進にも繋がるような考え方も、すごくいいなと思って聞いていました。

アートのスタートアップ的な拠点施設になると、すごくいいのかなと個人的には思います。

野中会長 : 委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

この「文化芸術創造拠点の形成について」という諮問に

ついて、今後また審議会の方で議論を進め、深めていきたいと思っています。拠点の候補地につきましては、説明だけではイメージも湧きにくいかと思しますので、各候補地の視察も行いたいと考えております。

また、年度最後の方になりますが、最終的には市に対して審議会から答申を行いますので、委員の皆様にも御協力いただきながら、よりよい内容をまとめたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

他に御意見がないようでしたら、私の方はここで議事を終了させていただきますがよろしいでしょうか。それでは進行を事務局の方にお返しいたします。

事務局 : はい。野中会長、議事進行ありがとうございました。

7 その他

<矢口文化芸術課長補佐から次回の日程について相談>

<次回の審議会（見学会）は、令和3年（2021年）11月8日（月）に決定。

4校とも見学に行くが、時間の都合上、旧筑波小・旧田井小は外周のみ。>

8 閉会

<日下文化芸術課長より閉会の宣言>

令和3年度 第1回つくば市文化芸術審議会 次第

日 時 令和3年(2021年)9月29日(水)
午前10時00分から
場 所 つくば市役所5階庁議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介及び人事発令通知書の交付
- 4 つくば市文化芸術審議会について
- 5 会長・副会長の選出
- 6 議事
審議事項
諮問第1号 文化芸術創造拠点の形成について
- 7 その他
- 8 閉会

配布資料

- 資料No.1 つくば市文化芸術審議会 委員名簿
- 資料No.2 つくば市文化芸術審議会について
- 資料No.3 つくば市文化芸術基本条例
- 資料No.4 文化芸術創造拠点の形成について
- 資料No.5 つくば市文化芸術推進基本計画(冊子)
- 資料No.6 令和元年度つくば市文化芸術審議会での意見
- 資料No.7 市長公約事業のロードマップ2020-2024

令和3年度つくば市文化芸術審議会委員名簿

委嘱期間：令和3年(2021年)9月29日～令和5年(2023年)9月28日

(敬称略)

氏名	選任区分	備考
こくぼ たかし 小久保 貴史	市議会議員	
すずき ふじお 鈴木 富士雄	市議会議員	
かみや だいぞう 神谷 大蔵	市議会議員	
のなか かつとし 野中 勝利	学識経験者 (筑波大学)	
たなか さよこ 田中 佐代子	学識経験者 (筑波大学)	
おざわ けいすけ 小澤 慶介	学識経験者 (もりや学びの里)	
たなか ひでお 田中 秀夫	学識経験者 (つくば市文化協会)	
うつの しげき 宇津野 茂樹	学識経験者 (つくば文化振興財団)	
ねつ ようこ 根津 陽子	市民	
やじま ゆうすけ 矢島 祐介	市民	
やまなか のりこ 山中 周子	市民	

つくば市文化芸術審議会について

1 設置

「つくば市文化芸術審議会（以下、「審議会）」は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）、及びつくば市文化芸術基本条例（平成 16 年条例第 35 号）の規定に基づき設置された審議会である。

2 根拠法令

文化芸術基本法（第 37 条）

つくば市文化芸術基本条例（第 8 条—第 14 条）

3 委員（条例第 10 条、第 11 条）

審議会は、次に掲げる者のうちから市長に任命された委員で組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 文化芸術に関し優れた識見を有する者
- (3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

委員は 13 名以内とし、委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長・副会長の選出（条例第 12 条）

委員の互選により会長、副会長を定める。会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 審議内容

文化芸術基本法に、地方文化芸術推進計画その他の文化芸術推進に関する重要事項を、市町村審議会等において調査審議すると規定されている。

つくば市文化芸術基本条例第9条により、審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、市長に答申すると規定されている。

6 審議会の開催（条例第13条）

審議会の開催は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

年間4回の開催を予定するが、審議事項の有無等により、開催回数に変更となる場合がある。

〇つくば市文化芸術基本条例

平成16年9月29日

条例第35号

改正 平成17年3月23日条例第1号

平成21年12月22日条例第38号

平成30年7月4日条例第37号

平成31年3月27日条例第10号

(題名改称)

令和3年7月1日条例第36号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 基本計画（第6条）

第3章 文化芸術に関する施策の推進（第7条）

第4章 つくば市文化芸術審議会（第8条—第14条）

附則

つくば市は、万葉集にうたわれている名峰筑波山を仰ぐ緑豊かな田園地帯の中にあって、世界に誇る研究学園都市を有し、日本の伝統的生活文化を育みつつ、国際的学術文化都市として成長を続けている。このような中、私たちは、多様な文化芸術の恵沢を享受して暮らしてきた。

文化芸術は、人間の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものである。人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉、教育、観光、まちづくり、国際交流、産業その他の関連分野と連携することで相乗効果を生み出すことができる。

よって、ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念と方向性を明らかに

し、文化芸術に関する施策のかつ計画的な推進を図り、心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与するため、この条例を制定する。

(平31条例10・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者（文化芸術団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(平31条例10・一部改正)

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、つくば市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(平31条例10・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、つくば市の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進する責務を有する。

(平31条例10・一部改正)

(市民の関心及び理解)

第4条 市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、及び発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(平31条例10・追加)

(文化芸術団体等の役割)

第5条 文化芸術団体及び事業者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実及び人材の育成に努め、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を発展させる役割を担うものとする。

(平31条例10・追加)

第2章 基本計画

(平31条例10・改称)

第6条 市長は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の推進の基本的方向
- (2) 文化芸術の推進に関する基本施策
- (3) その他文化芸術の推進に関し必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、つくば市文化芸術審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画の策定に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、広く市民の意見を求め、これを十分考慮した上で策定を行う仕組みの活用等を図るものとする。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平31条例10・旧第4条繰下・一部改正)

第3章 文化芸術に関する施策の推進

(平31条例10・改称)

第7条 市は、基本計画に基づき、文化芸術の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(平31条例10・旧第5条繰下・一部改正)

第4章 つくば市文化芸術審議会

(平31条例10・改称)

(審議会の設置)

第8条 文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、つくば市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平31条例10・旧第7条繰下・一部改正)

(所掌事項)

第9条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、市長に答申する。

2 審議会は、文化芸術の推進に関する事項について調査審議し、必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(平31条例10・旧第8条繰下・一部改正)

(組織)

第10条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(平30条例37・一部改正、平31条例10・旧第9条繰下)

(委員)

第11条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 文化芸術に関し優れた識見を有する者
- (3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平30条例37・一部改正、平31条例10・旧第10条繰下、令3条例36・一部改正)

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平31条例10・旧第11条繰下)

(会議)

第13条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平31条例10・旧第12条繰下)

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(平17条例1・平21条例38・一部改正、平31条例10・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第38号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

文化芸術創造拠点の形成について

1 文化芸術推進基本計画での位置付け【資料No.5】

基本計画では、基本理念「アートで編む」の実現を図るため、5つの基本的方向とそれに基づいた11の基本施策を定めており、基本施策9 プラットフォームの形成における主要施策として、「文化芸術創造拠点の形成」を掲げている（表1）。

表1 文化芸術推進基本計画での位置付け

基本理念	基本的方向	基本施策
アートで編む	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	1 文化芸術に接する機会の拡充 2 すべての人にとって文化芸術が身近にある街づくり 3 文化芸術に資する人材の育成と活用
	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	4 地域に根付いた伝統の継承・発展 5 多文化共生による文化芸術の振興
	③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	6 科学と融合した文化芸術の振興 7 文化芸術によるイノベーションの創出
	④ 自然が感性を培うまち「つくば」	8 自然との共生による文化芸術の振興
	⑤ 文化芸術を实践するまち「つくば」	<u>9 プラットフォームの形成</u> 10 文化施設の整備と活用 11 文化芸術情報の収集と提供

「プラットフォームの形成」のための 主要施策

- ・ 多様な文化芸術を相互に結ぶコーディネート機能の形成
- ・ 文化芸術創造拠点の形成
- ・ つくば発の文化芸術アーカイヴの構築
- ・ 市、教育委員会（学校含む）、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等とのネットワークの構築
- ・ 文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築

2 検討経緯

令和元年度文化芸術審議会【資料No.6】

- ① 文化芸術創造拠点の形成（廃校利用）について
- ② 「新たな支援制度の構築」について
- ③ 「プラットフォームの構築」について

ほか、地元区長との面談や、候補地を利用しての試行事業の実施の際に地元住民に参加いただくなど、要望のヒアリングや交流を行ってきた（表2）。

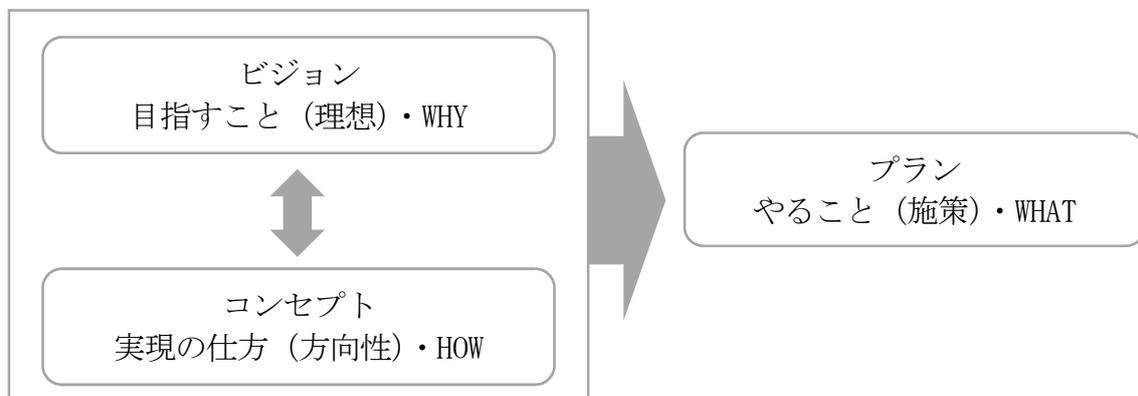
表2 地元区長との協議・交流記録

実施日	内容
令和元年7月23日	地元区長からの要望ヒアリング
令和元年10月8日	地元区長からの要望ヒアリング
令和元年11月21日	地元区長と先進地事例（もりや学びの里）視察
令和2年11月21日	試行事業（紙芝居）
令和3年3月30日	試行事業（春の写生会）

3 「文化芸術創造拠点」のビジョンとコンセプト

「文化芸術創造拠点」を整備するため、施設のビジョンとコンセプトを決定する必要がある。これらの関係性は以下のとおりである（図1）。

図1 ビジョンとコンセプトの相互関係



(1) 「文化芸術創造拠点」のビジョン（理想）

「文化芸術推進基本計画（以下、「基本計画」）」の理念において、「アートで編む」（＝“市の多面的な魅力を構成する1本1本の糸を、文化芸術によって連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る”）ことを市として掲げており、同基本計画の施策のひとつである「文化芸術創造拠点」のビジョンでもあるといえる。

(2) 「文化芸術創造拠点」のコンセプト（方向性）

ビジョン「アートで編む」をうけて、市では、文化芸術創造拠点のコンセプトを「出会う」、「つながる」、「創造する」をキーワードとして考えている。

① 「出会う」

分野・世代・職業・国籍等を越えた人が文化芸術をとおして出会う場所

② 「つながる」

今まで出会わなかった人・もの・景色等が出会い、価値が生まれる場所

③ 「創造する」

文化芸術創造拠点に来れば何か新しいことに挑戦できると思える場所

4 「文化芸術創造拠点」の候補地

(1) 廃校の利活用について：市長公約事業のロードマップ【資料No.7】

「廃校を活用した文化芸術の新たな活動拠点の整備」

つくば市の文化芸術をさらに盛り上げるため、廃校を活用し、作品制作や発表の場、地域のコミュニティスペースとなる新たな活動拠点を整備していく。

(2) 候補地となる廃校について

- ① 田水山小学校
- ② 北条小学校
- ③ 筑波小学校
- ④ 田井小学校

市長のロードマップにもあるように、「旧田水山小」を文化芸術創造拠点の候補地として活用していきたいと考えている。他跡地と比較した時、「旧田水山小」は立地や交通の便が特別よい場所ではないが、校舎の内装・外装ともに特徴的で、建築物として一番魅力的である（表3、表4）。

表3 候補となる廃校の基本情報

	田水山小	北条小	筑波小	田井小
所在	水守 620	北条 1077	国松 1400	神郡 1200
敷地面積	11,777 m ²	14,346 m ²	7,541 m ²	14,011 m ²
区域区分	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域	市街化調整区域
用途地域	指定なし	第一種中高層	指定なし	指定なし
建蔽率	60%	60%	60%	60%
容積率	200%	200%	200%	200%
公共交通	支線型バス	支線型バス	支線型バス	支線型バス
上下水道	公共	公共	公共	公共
土地の現状	赤道	借地、赤道	土砂災害警戒区域、 借地、赤道	赤道

表 4 主な建築物の概要

田水山小学校		
施設名	教室棟	体育館
建築年	平成 7 年	昭和 57 年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	地上 3 階	地上 2 階
延床面積	2,510 m ²	776 m ²
耐震性能	新耐震	新耐震
既存利用	特になし	学校開放、指定避難所
北条小学校		
施設名	教室棟	体育館
建築年	昭和 53 年	昭和 55 年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	地上 3 階	地上 2 階
延床面積	2,392 m ²	875 m ²
耐震性能	Is 値 0.58	Is 値 0.51
既存利用	特になし	指定避難所
筑波小学校		
施設名	教室棟	体育館
建築年	昭和 50 年	昭和 56 年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	地上 3 階	地上 2 階
延床面積	2,274 m ²	658 m ²
耐震性能	Is 値 0.66	Is 値 0.42
既存利用	特になし	投票所
田井小学校		
施設名	教室棟	体育館
建築年	昭和 52 年	昭和 57 年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	地上 3 階	地上 2 階
延床面積	2,109 m ²	732 m ²
耐震性能	Is 値 0.49	新耐震
既存利用	特になし	学校開放、指定避難所、投票所

5 スケジュール

(1) 令和3年度

つくば市文化芸術審議会の諮問・答申

施設のビジョン・コンセプト、候補地の選定、施設の活用方針、施設の
運営方法等

(2) 令和4年度

つくば市文化芸術審議会の意見聴取

施設の改修方針、改修計画、概算事業費等
施設の試行事業、必要に応じてのサウンディング

(3) 令和5年度

改修設計

(4) 令和6年度

改修工事

(5) 令和7年度

利活用開始

つくば市文化芸術推進基本計画



【表紙写真】

背景

- つくばメディアアートフェスティバル
つくばエクスプレス「つくば駅」構内 特別展示

以下、右上より時計回り

- 筑波大学と連携した市民参加型事業
「夏休みアート・デイキャンプ」(筑波大学大石膏室)
- 優れた芸術文化作品を身近に提供する事業
「つくば市芸術文化事業」(つくばカピオ)
- 地域資源を活用した野外美術展
「アートセッションつくば」(筑波山麓)
- 公募された市民合唱団による公演事業
「つくばで第九」(ノバホール)
- つくばメディアアートフェスティバル
ライブイベント「明和電機ミニライブ」(アルスホール)

はじめに

文化芸術は、人々の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものです。人間の感性や受容性に影響するだけでなく、福祉・教育・産業など、あらゆる分野とつながることで新しい可能性を見いだすことができます。



つくば市では平成30年（2018年）2月に、全国自治体に先駆けてSDGs（持続可能な開発目標）に基づいた「持続可能都市ビジョン」を公表し、持続可能なまちづくりに向けた取組を推進しています。SDGsは「誰一人取り残さない」という社会包摂の精神を基礎としており、多様性を受け入れる社会の土壌を築く文化芸術は、この理念の達成に欠かすことができません。

本計画では、つくば市に揃う1本1本の素晴らしい糸を連携させ、「まち」という大きな布を織り上げるという思いから、基本理念を「アートで編む」としました。今後、市民、行政、研究・教育機関等と、アートで織り込むように連携しながら、世界に誇れる、個性あるつくばの文化芸術の創造を推進していきます。

本計画を策定するにあたり、御協力いただきました審議会委員の皆様はじめ、関係者、関係団体の方々、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成31年（2019年）3月

つくば市長 五十嵐立青

目次

I 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 国の動向	2
3. 茨城県の動向	2
4. 計画の概要.....	3
II 文化芸術推進の現状と課題	4
III 文化芸術推進の基本的方向	8
1. 基本理念「アートで編む」	8
2. 基本的方向.....	9
IV 文化芸術推進の基本施策	10
1. 文化芸術を創造するまち「つくば」	11
2. 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	13
3. 新しい文化を創出するまち「つくば」	14
4. 自然が感性を培うまち「つくば」	15
5. 文化芸術を実践するまち「つくば」	15
V 実現に向けた推進体制	17
1. 推進体制	17
2. 計画の指標.....	18
資料編	19
1. つくば市文化芸術基本条例.....	19
2. つくば市文化芸術振興審議会	21
3. 文化芸術市民意識調査報告書（概要版）	23

I

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

つくば市は、万葉集にうたわれている関東の名峰「筑波山」をはじめとする日本ジオパークの認定を受けた豊かな自然と、教育・研究機関が集積する「筑波研究学園都市」を有する、自然と科学が調和したまちです。文化芸術に関心を寄せる市民も多く、質が高く多様性に富んだ文化芸術活動、イベントが行われています。

文化芸術は、人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉・教育・観光・まちづくり・国際交流・産業その他の関連分野と連携することで相乗効果を生み出し、社会に新しい風を起こすきっかけとすることができます。

我が国においては、平成29年6月に「文化芸術基本法」が大幅に改正され、平成30年3月には「文化芸術推進基本計画（第1期）」が閣議決定されました。文化芸術の固有の意義と本質的価値を尊重するとともに、その振興のみにとどまらず、文化芸術がもつ社会的・経済的影響と価値を明確にし、活用することで、文化芸術の一層の継承、発展及び創造につなげることを目指しています。

つくば市においては、文化芸術の総合的かつ計画的な振興を図るため、平成16年10月に「つくば市文化芸術振興基本条例」を制定し、平成19年4月には「つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針（前期）」（以下「基本方針」という）を策定しました。また、平成25年9月には内容の見直しを行い（後期）、文化芸術の振興に関する施策に取り組んできました。「基本方針」では条例に掲げた文化芸術振興施策を推進するため、前回の改定から5年後に改めて評価を行い、諸情勢の変化に応じて柔軟かつ適切に見直しを行うことがうたわれています。

また、平成30年2月に、つくば市は、SDGs（持続可能な開発目標）に基づいた「持続可能都市ビジョン」を公表し、同年9月には「つくば市SDGs未来都市計画」を策定しました。SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という包摂の精神の達成にあたり、多様性を受け入れる社会の土壌を形成する文化芸術の力は必要不可欠です。

このような環境を踏まえ、つくば市は新たに「つくば市文化芸術推進基本計画」を策定し、世界に誇れる、個性あるつくばの文化芸術の創造を継続して、計画的に推進していきます。

2. 国の動向

平成 29 年 6 月に改正された「文化芸術基本法」では、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の創造、発展、継承及び教育に活用することが明記されています。

また、平成 30 年 3 月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」では、今後の文化芸術政策の目指すべき姿が以下のように定められています。

- 目標 1 文化芸術の創造・発展・継承と教育
- 目標 2 創造的で活力ある社会
- 目標 3 心豊かで多様性のある社会
- 目標 4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

3. 茨城県の動向

平成 27 年 12 月、県民一人一人が主役となって、茨城県文化のより一層の振興を図ることを目指し「茨城県文化振興条例」を定めました。

また、平成 29 年 3 月には文化振興の具体的推進を図るための部門別計画として「茨城県文化振興計画」を定めました。

○目標

県民一人ひとりが主役

文化が創る・つなぐ「人と地域が輝く いばらき」

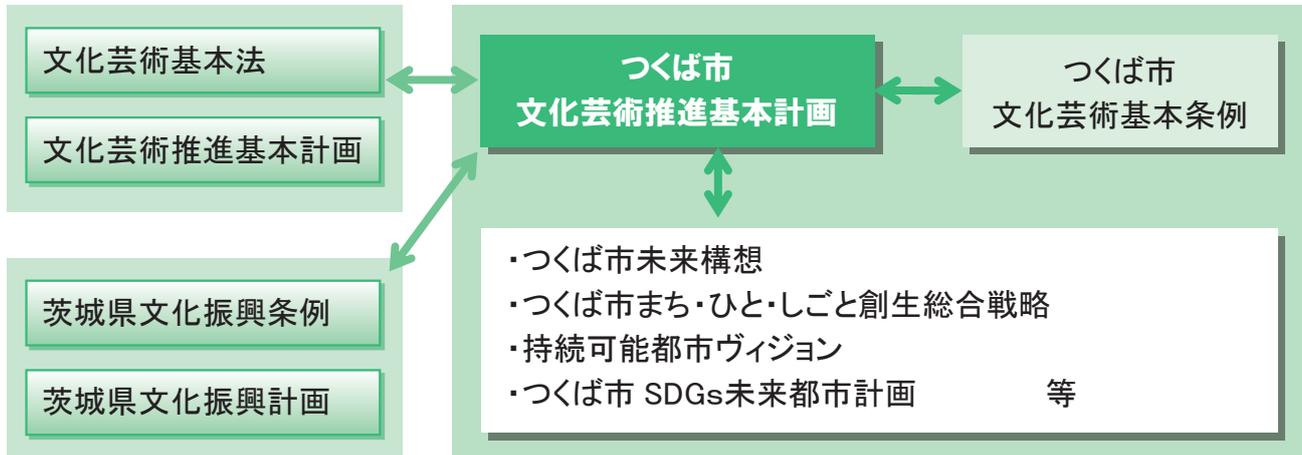
○基本的施策

- ・人材の育成等
- ・文化的資産の活用等
- ・文化活動の支援体制の充実等
- ・いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化の向上
- ・文化の振興
- ・文化活動の充実

4. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

本計画は「つくば市文化芸術基本条例」に則って策定し、本市の既存関連計画及び国や茨城県等の法や計画との整合性に配慮します。



(2) 計画期間

本計画は、国の文化芸術推進基本計画の計画期間に合わせ、2018年度から2022年度までとします。以降、社会情勢等の外部環境の変化を踏まえて5年ごとに見直しを行います。

(3) 計画の対象範囲

文化芸術基本法およびつくば市の特性を考慮し、本計画では、以下の分野を「文化芸術」の対象範囲とします。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能
芸能(伝統芸能を除く)	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術

Ⅱ

文化芸術推進の現状と課題

平成 25 年 9 月に見直しを行った「つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針」で位置付けた 5 つの基本的施策について、これまでの取組状況を以下の通り整理・検証します。

(1) つくば市の文化芸術振興支援体制の確立

つくば市は文化芸術の振興に関連する政策への全庁的な取組の強化を図るとともに、文化芸術振興支援体制を確立し、より一層の充実を目指しました。

【現状】

- ・市長部局の文化芸術課が総合的な文化芸術の企画調整部門の窓口となり、教育局の文化財課が文化財関係を担当している。
- ・(公財) つくば文化振興財団と連携した芸術文化事業を行っている。

【課題】

- ・文化芸術課と文化財課の連携を強化し、伝統文化関係を含めたより総合的な文化芸術振興を図る必要がある。
- ・民間事業者と連携した施策展開について、より積極的に取り組む必要がある。
- ・文化芸術振興を図る基金の設立などを検討することが望ましい。
- ・文化芸術施策について、市民の意見を反映する仕組みを構築することが望ましい。

第12回つくばで第九



（２）市民の文化芸術活動の活性化

文化芸術の鑑賞をはじめ、創作・体験活動を行う市民の裾野の拡大を図るとともに、活動環境の発展のために、つくば市は以下の取組を推進しました。

【現状】

- ・音楽、古典芸能、演劇、落語、ダンス、美術等の芸術文化事業を開催し、鑑賞機会の充実を図っている。
- ・国際的に著名なアーティストを招へいし、「つくば国際音楽祭」を開催している。
- ・市民参加型事業として、「市民文化祭」では市内7会場で市民の発表機会を提供し、「つくばで第九」では、市民がプロの特別オーケストラやソリストと共演し、年末の風物詩として認知されている。
- ・芸術文化事業の体験型事業として、「夏休みアート・デイキャンプ」やワークショップを実施し、多くの子ども達に参加しており、作品展や表彰を行っている。
- ・教育委員会が、小中学校を対象に、芸術鑑賞事業を実施している。
- ・公演の内容によって学生割引を実施している。
- ・「チャレンジアートフェスティバル」にて障害者の社会参加促進事業を行っている。
- ・アイラブつくばまちづくり補助金や国県等の助成制度を団体等に紹介している。
- ・市広報紙やホームページ、出先機関へのチラシ配布等による情報配信を行っている。
- ・「つくばメディアアートフェスティバル」を筑波大学と協働で実施し、海外作家の作品を特別展示している。芸術文化事業では、「夏休みアート・デイキャンプ」、「はじめての音楽会」を筑波大学と協働で実施している。
- ・文化協会への補助金交付及び市民文化祭参加団体への助成金交付を実施している。
- ・文化芸術団体の作品展を庁舎内で実施している。
- ・文化団体登録や生涯学習指導者登録を活用し、人材の紹介を行っている。
- ・市民文化祭において、姉妹都市交流事業で行った子どもの絵画等を展示している。
- ・高エネルギー加速器研究機構と協働で、コンサートを開催している。
- ・「つくばショートムービーコンペティション」を筑波学院大学、筑波都市交通センターと協働で実施している。

【課題】

- ・「市民文化祭」について、体験教室等の参加型イベントや、子ども達の作品展を増やし集客につなげることが課題となっている。
- ・「つくばで第九」について、幅広い市民の参加が必要となっている。
- ・公演の内容等によっては、託児サービスを検討することが望ましい。
- ・文化芸術団体等への支援強化策を検討する必要がある。
- ・各種事業展開のための費用捻出が課題となっている。
- ・文化芸術による障害者等の生活の質の向上支援が課題となっている。

(3) 文化資源・施設の整備と活用

つくば市の歴史的背景や文化的特色をいかした地域づくりを、教育・福祉・観光・産業振興等に活用していくため、その方策や課題について、関係機関と連携協議を積極的に図りました。また、市内に居住する人材や現在実施されている種々の文化芸術事業、さらには市内全域にある文化施設を有効に活用し、地域全体を文化芸術振興のステージとして活性化させることで、文化芸術都市としてのつくばを目指しました。

【現状】

- ・茨城県つくば美術館を利用して、「つくばメディアアートフェスティバル」、「夏休みアート・デイキャンプ作品展」、「つくば美術展」を実施している。
- ・大学関連の施設利用として、「夏休みアート・デイキャンプ」を筑波大学と連携し大学構内で実施している。
- ・つくばエクスプレスや圏央道の開通でつくばへのアクセスが向上している。
- ・自然と共存する都市景観の創出事業として、筑波山の麓で野外美術展「アートセッションつくば」を実施している。

【課題】

- ・文化施設の改修や整備を計画的に進め、利用者が安全で安心して利用できる環境を維持する必要がある。
- ・平沢官衙遺跡歴史ひろばや小田城跡歴史ひろば、中央公園のさくら民家園などの施設の改修や整備が課題となっている。
- ・伝統文化、芸能団体の実態把握が課題となっている。

ノバホール



つくばカピオ



(4) 文化芸術活動に関する総合的な情報の収集と提供

市民の活発な文化芸術活動を促すとともに、つくばの魅力をアピールし、内外との交流を発展させていくために、つくば市は文化芸術に関連する各種情報の収集及び市民への積極的な提供に努めました。

【現状】

- ・つくば市内での文化芸術団体の活動状況を把握し、その情報を提供する事業として「つくば市文化芸術団体情報登録事業」を実施し、フェイスブック等で広く周知している。
- ・広報紙やホームページ、フェイスブック等で文化芸術情報を発信している。
- ・地域情報紙やラヂオつくばでの広報等を実施し、広く提供している。

【課題】

- ・文化芸術団体について、より一層の情報収集を図りつつ、その把握だけでなく、活用についても検討していく。

(5) 公益財団法人つくば文化振興財団との連携支援

(公財)つくば文化振興財団については、これまでに蓄積してきた数々のノウハウを財団法人つくば都市振興財団から受け継ぐだけでなく、芸術文化に特化した財団として、よりつくばに根ざした、特色ある芸術文化事業を展開しており、多様なジャンルの公演を実施するため、共催事業に力を入れています。つくば市では、当財団との協力関係をさらに深め、連携支援を目指しました。

【現状】

- ・財団との連携により、「つくば市芸術文化事業」として、音楽、演劇、芸能等の公演や、「つくばで第九」などといった市民参加型の取組を行っている。
- ・ホームページを充実させ、チラシ等と合わせ広く情報提供している。

【課題】

- ・より質の高い、つくばらしい芸術文化事業の実施が求められる。

Ⅲ

文化芸術推進の基本的方向

1. 基本理念「アートで編む」

文化芸術は私たちに「問い」を与えてくれます。「自分とは何か」「他者とは何か」「社会とは何か」…様々な疑問を投げかけてくれます。私たちは、すべての答えが正解になる「問い」を考え続ける中で、「自分」を見つけ、「自分」とは違う「他者」を見つけ、また「自分」も「他者」も認めることができるようになります。

日本語で「芸術」と訳される「art (アート)」という言葉の語源は、ラテン語の「ars (アルス)」にさかのぼります。「自然」の対義語として、人の「技」や「技術」を表していました。文化芸術は人間にしか生み出せないものであり、また、人間に影響を与えていくものです。

文化芸術を鑑賞し、創造し、その恩恵を享受することは、年齢・国籍・経済的事情等にかかわらず等しく、すべての人にとって欠かすことができません。

文化芸術のもつ多様性の対象は、人間の感性・精神性・思考に留まらず、福祉・教育・産業・国際交流等の関連分野をも包括し、これらと有機的に結びつくことで、イノベーションを起こすきっかけとなります。

「わたし」と「あなた」、「行政」と「市民」、「大学」と「研究機関」など、異なる主体や立場がそれぞれ文化芸術に取り組み、時に連携し、つながること。

「自然」「科学」「国際交流」など、つくば市の多面的な魅力を、文化芸術の力で有機的に結びつけ、新しい価値を創造すること。

つくば市は、文化芸術によって、1本1本の素晴らしい糸を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織ることを目指します。

2. 基本的方向

基本理念の実現に向けて、施策の基本的方向を設定します。

基本的方向① 文化芸術を創造するまち「つくば」

つくば市民が生活の一部として文化芸術に親しめるように、誰もが身近に文化芸術に触れることができ、また、自ら参加して創作できるような環境整備を進めます。さらに、文化芸術の創造・発展・継承に向けて、各種団体や人材の育成支援などを展開することで「文化芸術を創造するまち つくば」を目指します。

基本的方向② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」

つくば市には、古くから続く集落や街並み、筑波研究学園都市の核となる研究学園地区、つくばの開発シンボルであるつくばセンター地区などがあり、それぞれに特色のある歴史や文化があります。また、留学生をはじめ海外からの研究者やその家族など多くの外国人が居住しています。これら個性の伸長と融合を図り、「多様な文化と伝統が調和するまち つくば」を目指します。

基本的方向③ 新しい文化を創出するまち「つくば」

つくば市は、既存の資源にとらわれず、未来を模索する科学やスタートアップ産業に力を入れています。これらと文化芸術を融合、調和させることで相乗効果を狙い、イノベーションを生み出す「新しい文化を創出するまち つくば」を目指します。

基本的方向④ 自然が感性を培うまち「つくば」

筑波山は広域にわたる住民の郷土文化の形成に深くかかわってきました。また、豊かで美しい自然は、人々の感性を育ててきました。各種の市民活動や市の施策展開において、自然との調和、共生の視点を踏まえて、貴重な環境資源を守り、「自然が感性を培うまち つくば」を目指します。

基本的方向⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」

つくば発の文化芸術について、文化芸術施策を展開するプラットフォームの形成や文化施設の整備と活用、文化芸術情報の収集と提供などにより「文化芸術を実践するまち つくば」を目指します。

IV

文化芸術推進の基本施策

文化芸術推進の基本施策を以下のとおり設定します。

アートで編む

基本的方向①
文化芸術を創造するまち
「つくば」

基本施策 1
文化芸術に接する機会の拡充

基本施策 2
すべての人にとって
文化芸術が身近にある環境づくり

基本施策 3
文化芸術に資する人材の育成と活用

基本的方向②
多様な文化と伝統が調和
するまち「つくば」

基本施策 4
地域に根付いた伝統の継承・発展

基本施策 5
多文化共生による文化芸術の振興

基本的方向③
新しい文化を創出する
まち「つくば」

基本施策 6
科学と融合した文化芸術の振興

基本施策 7
文化芸術によるイノベーションの創出

基本的方向④
自然が感性を培うまち
「つくば」

基本施策 8
自然との共生による文化芸術の振興

基本的方向⑤
文化芸術を実践するまち
「つくば」

基本施策 9
プラットフォームの形成

基本施策 10
文化施設の整備と活用

基本施策 11
文化芸術情報の収集と提供

1. 文化芸術を創造するまち「つくば」

(1) 文化芸術に接する機会の拡充

「つくば国際音楽祭」や芸術文化事業など、市民が音楽、演劇、舞踊、古典芸能から現代アートまで幅広い分野にわたる優れた芸術作品に触れ、楽しむ鑑賞機会の充実を図ります。また、文化芸術の本質的な価値を伝えるため、鑑賞者の理解、育成等を目的とした文化芸術関連ワークショップの開催を図ります。

「市民文化祭」や「つくばで第九」など、市民が参加できる事業の充実と多様化を図る一方で、市民自らが主体的に取り組む文化芸術の創造、表現活動を積極的に推奨し、推進していきます。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">・鑑賞機会の充実・鑑賞者向けワークショップの充実・市民参加型事業の充実と多様化・市民主体の文化芸術活動の推進	文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課

(2) すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり

年齢、国籍、障害の有無、経済的な事情または居住する地域等によらず等しく、すべての人が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造し、この恩恵を受けられる環境づくりを行います。

具体的には、「夏休みアート・デイキャンプ」、「豊かな心育成事業」など児童、生徒等の文化芸術体験および鑑賞活動を推進するとともに託児サービスや学生割引など世代に合わせた付加サービスの充実を図ります。

「チャレンジアートフェスティバル」をはじめ、障害者等が文化芸術の場において才能を発揮する機会を提供することで、障害者等の生活の質の向上を目指すとともに、相互理解や受容性を育みます。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">・児童、生徒等の文化芸術体験活動の推進・児童、生徒等の文化芸術鑑賞活動の推進・世代に合わせた付加サービスの充実・文化芸術による障害者等の生活の質の向上	文化芸術課 文化芸術課・教育総務課 文化芸術課 障害福祉課・文化芸術課

(3) 文化芸術に資する人材の育成と活用

つくばで活躍する芸術家を支援するとともに、つくばで芸術家を目指す若い世代と、その指導者の育成を図ります。また、(仮称)つくば文化芸術賞、文化芸術振興功労賞等の新設と、各選考委員会の設置などにより、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した人を顕彰します。

質の高い文化芸術活動に欠かせない文化施設や文化芸術団体の経営者、企画・広報やマーケティング等に従事するアートマネジメント人材、舞台技術者・技能者、美術館等における学芸員、文化芸術活動ボランティアなど、文化芸術に資する人材の育成と活用を推進します。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">・つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成・各種文化芸術を担う人材育成事業の推進・(仮称)つくば文化芸術賞の設置・文化芸術振興功労賞等の創設・文化芸術活動ボランティアの育成	文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課

子供のためのシェイクスピア「ロミオとジュリエット」



2. 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」

(1) 地域に根付いた伝統の継承

つくばに根付く、歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存、継承します。つくば市の歴史や文化財を学ぶ伝統文化教育を推進し、次代を担う子ども達へ伝えます。また、市内の民俗芸能のうち、重要なものを無形民俗文化財として指定して支援し、未指定の民俗芸能も活躍の場を提供して保護や継承を図ります。平沢官衙遺跡、小田城跡をはじめとした文化財等や民家園など、つくば市にある文化資源を保存していくとともに、郷土に対する理解を深める憩いの環境を提供し、観光誘客イベントなどで、観光資源としても活用していきます。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">文化財等の保存と有効活用郷土の伝統文化、芸能の保護・継承文化資源活用事業の充実	文化財課・生涯学習推進課 文化財課・文化芸術課 文化芸術課・観光推進課

(2) 多文化共生による文化芸術の振興

地域における異文化理解と多文化共生社会の促進に向けて、文化芸術を通じた市民の相互理解、訪日外国人観光の促進につなげます。

「国際交流フェア」や姉妹都市との文化交流を実施し、市民の異文化理解の機会を提供・拡充するとともに、多言語での情報提供により、在留外国人の方にも公演情報等を広く正確に告知していきます。国際会議など、海外から多くの来訪者がある機会において、つくば市の文化芸術を積極的にPRします。また、アーティストがつくば市に一定期間滞在して、市民や地域と相互に刺激を受けながら文化芸術の創造・制作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスを促進します。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">在住外国人や姉妹都市を通しての異文化理解と多文化共生社会の促進多言語による情報提供国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の確立つくばの多様な魅力の世界への発信アーティスト・イン・レジデンスの促進	国際交流室 国際交流室 文化芸術課・国際交流室 文化芸術課・国際交流室 文化芸術課

3. 新しい文化を創出するまち「つくば」

(1) 科学と融合した文化芸術の振興

つくば市の強みであり地域資源である「科学」と芸術との融合による新たな文化芸術の振興を図ります。

メディア芸術など新たな文化芸術は、制作する立場に立って初めて意図のわかるものも多くあります。このようなワークショップを充実させることによって、鑑賞者の理解、育成等を促進していきます。加えて、つくば発の芸術家等の新たな取組に対する支援を強化します。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">・新たな文化芸術の推進・新たな文化芸術関連ワークショップの充実・つくば発の、新たな文化芸術を創造する芸術家への支援強化	文化芸術課・科学技術振興課 文化芸術課 文化芸術課

(2) 文化芸術によるイノベーションの創出

つくば市の文化芸術資源の価値創造に向けて、新たなビジネスモデルの創出や産業と市場の育成、他分野への活用を図ることなどにより文化芸術自体のイノベーションを実現します。食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進をはかるとともに、それらを支えるクリエイティブな人材が活躍できるまちづくりを推進し、地域の活性化につなげます。また、スポーツも人々の文化活動から生まれたものです。スポーツを「する」だけでなく「みる」、「ささえる」ことも個人の身体・精神・社会活動に大きな影響を与えます。これらの活動を促進することで、まち全体を活性化させることに繋がります。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">・民間企業との連携による文化芸術の発展・クリエイティブ産業による人材育成及び地域の活性化・食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進・スポーツ文化による地域の活性化	文化芸術課・産業振興課・スタートアップ推進室 産業振興課・スタートアップ推進室 産業振興課・スタートアップ推進室・観光推進課 スポーツ振興課・文化芸術課

4. 自然が感性を培うまち「つくば」

(1) 自然との共生による文化芸術の振興

筑波山を筆頭とするつくばの豊かで美しい自然との共生による文化芸術の振興を図り、自然環境を活かした文化芸術事業の展開や、都市景観の創出を実現させます。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">・ 自然環境との共存を図る事業の充実・ 自然と共存する都市景観の創出	文化芸術課 都市計画課

5. 文化芸術を実践するまち「つくば」

(1) プラットフォームの形成

多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能な文化芸術を推進するためのプラットフォーム形成を図ります。

現在実施している「つくば市文化芸術団体情報登録事業」をより具体的に活用し、文化芸術団体の活躍の場を提供します。また、市が行う芸術文化事業について評価機能を設け、文化芸術専門組織や専門職員等を充実するなど、より創造的につくば独自の魅力あるものになるよう推進します。廃校利用等により文化芸術創造拠点を形成し、あらゆる文化芸術活動のバックアップを目指すと同時に、つくば発の文化芸術のアーカイヴ構築を目指します。加えて、市民がより主体的に文化芸術を創造・表現する環境を整えるとともに、つくば市から次代の文化芸術を担うアーティストを輩出するため、新しい支援制度を構築します。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">・ 多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成	文化芸術課
<ul style="list-style-type: none">・ 文化芸術創造拠点の形成	文化芸術課
<ul style="list-style-type: none">・ つくば発の文化芸術のアーカイヴの構築	文化芸術課
<ul style="list-style-type: none">・ 市、教育委員会（学校含む）、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等とのネットワークの構築	文化芸術課・教育総務課・産業振興課
<ul style="list-style-type: none">・ 文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築	文化芸術課

(2) 文化施設の整備と活用

文化芸術の創造の場とともに、保存・継承、交流拠点など幅広い役割を果たしている文化施設の整備と活用を進めます。

具体的には、つくばカピオ、ノバホール、中央図書館、市民ホール、地域交流センター、ふれあいプラザ、アルスホール、つくば市民ギャラリー等の適切な整備・管理・運営に努めます。

また、茨城県つくば美術館、国際会議場など県の文化施設や大学関連施設・民間施設等との連携により文化芸術活動の拠点の充実を図ります。

加えて、「つくばペデカフェプロジェクト」など、公共空間の活用による賑わい創出に努めます。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">つくば市の文化施設の整備と活用県の文化施設、大学関連施設及び市内の民間施設等との連携強化公共空間の活用によるにぎわい創出	文化芸術課・中央図書館 文化芸術課・中央図書館 文化芸術課・学園地区市街地振興室

(3) 文化芸術情報の収集と提供

文化芸術に関する情報の収集と提供に努め、市民の活発な文化芸術活動を促すとともに、つくばの魅力をPRし、内外との交流につなげます。

具体的には、市内で行われている文化芸術活動の情報収集に努めるとともに、ケーブルテレビや地域情報誌、つくば市の広報紙やホームページを活用して、積極的な情報提供を行います。

また、ソーシャルネットワークサービスやポスター、チラシの活用などによる情報発信・拡散にも努めます。

主要施策	主管課
<ul style="list-style-type: none">つくば市内の文化芸術活動情報の収集ケーブルテレビ、地域情報誌等の有効活用市の広報媒体の有効活用ソーシャルネットワークサービスの有効活用つくば市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供	文化芸術課 文化芸術課 文化芸術課・広報戦略課 文化芸術課 文化芸術課

V

実現に向けた推進体制

1. 推進体制

(1) つくば市の役割

市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めることが求められます。

そのためには、本計画に則り、つくば市の特性に応じた文化芸術に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及び支援を行う必要があります。

(2) 文化芸術活動を行う団体等の役割

文化芸術活動を行う団体等は、つくば市の文化芸術をリードするとともに、次世代の芸術家を育てていく役割が求められます。日々の活動の成果を発表する場である、演奏会、発表会、展示会などを関係機関等と連携・協力しながら実施するなど、市民が文化芸術に触れる機会を積極的に後押しすることが期待されます。

(3) 公益財団法人つくば文化振興財団の役割

(公財)つくば文化振興財団には、広く文化芸術の振興に資する諸事業を行い、公益法人としてつくば市の発展に貢献することが求められます。つくば市や他の文化芸術団体等との連携強化を図りながら、より質の高いつくばらしい芸術文化事業を展開する役割が期待されます。

(4) 企業・事業者の役割

企業・事業者も文化芸術活動を担う地域の一員であり、日常的な経済活動や社会貢献活動を通じて文化芸術振興に貢献することが求められます。従業員の文化芸術活動参画を理解するとともに、民間ならではのノウハウや資源を活かした支援を展開する役割が期待されます。

(5) 大学・研究機関等の役割

つくば市の地域特性である市内に立地する大学・研究機関等は、その専門性を活かした文化芸術活動の振興支援を担う役割が求められます。関係機関と連携した事業展開を図るとともに、自らが主体となった特色のある文化芸術事業を実施することが期待されます。

2. 計画の指標

本市が目指す「アートで編む」の実現に向けて、自己評価をするとともに、次に掲げる評価指標を本計画における数値目標として定めます。施策全体の成果を判断する指標として活用し、本計画の取り組みを進めます。なお、個別の施策については、見直しの際に個別に評価するものとします。

成果指標	現状	目標
文化芸術振興の現状についての満足度* ¹	(2017年度) 43.1%	(2021年度) 44.9%

* 1 : 「つくば市民意識調査」の結果を反映

成果指標	現状	目標
基本施策に係る満足度* ²	(2018年度)	(2022年度)
文化芸術に接する機会の拡充	26.1%	28.1%
すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	23.0%	25.0%
文化芸術に資する人材の育成と活用	12.0%	14.0%
地域に根付いた伝統の継承・発展	17.0%	19.0%
多文化共生による文化芸術の振興	24.1%	26.1%
科学と融合した文化芸術の振興	21.0%	23.0%
文化芸術によるイノベーションの創出	12.8%	14.8%
自然との共生による文化芸術の振興	19.7%	21.7%
プラットフォームの形成	11.0%	13.0%
文化施設の整備と活用	29.4%	31.4%
文化芸術情報の収集と提供	18.2%	20.2%

* 2 : 「文化芸術に関する市民意識調査」の結果を基本施策ごとに反映
(資料編3. 「文化芸術市民意識調査報告書(概要版)」参照)

資料編



資料編

1. つくば市文化芸術基本条例

平成16年9月29日
条例第35号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 基本計画（第6条）
- 第3章 文化芸術に関する施策の推進（第7条）
- 第4章 文化芸術審議会（第8条—第14条）
- 附則

つくば市は、万葉集にうたわれている名峰筑波山を仰ぐ緑豊かな田園地帯の中にあつて、世界に誇る研究学園都市を有し、日本の伝統的生活文化を育みつつ、国際的学術文化都市として成長を続けている。このような中、私たちは、多様な文化芸術の恵沢を享受して暮らしてきた。

文化芸術は、人間の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものである。人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉、教育、観光、まちづくり、国際交流、産業その他の関連分野と連携することで相乗効果を生み出すことができる。

よつて、ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念と方向性を明らかにし、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者（文化芸術団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たつては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たつては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たつては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たつては、市民により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、つくば市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たつては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念にのつとり、つくば市の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進する責務を有する。

（市民の関心及び理解）

第4条 市は、将来にわたつて市民が文化芸術を創造し、享受し、及び発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体等の役割)

第5条 文化芸術団体及び事業者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実及び人材の育成に努め、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を発展させる役割を担うものとする。

第2章 基本計画

第6条 市長は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の推進の基本的方向
- (2) 文化芸術の推進に関する基本施策
- (3) その他文化芸術の推進に関し必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、つくば市文化芸術審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画の策定に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、広く市民の意見を求め、これを十分考慮した上で策定を行う仕組みの活用等を図るものとする。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 文化芸術に関する施策の推進

第7条 市は、基本計画に基づき、文化芸術の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

第4章 つくば市文化芸術審議会

(審議会の設置)

第8条 文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、つくば市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第9条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、市長に答申する。

2 審議会は、文化芸術の推進に関する事項について調査審議し、必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第10条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第11条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 文化芸術に関し優れた識見を有する者
 - (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. つくば市文化芸術振興審議会

(1) つくば市文化芸術振興審議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等
会長	太田 圭	国立大学法人筑波大学 芸術系長
副会長	相澤 久志	つくば市文化協会 会長
委員	赤松 洋子	つくば子ども劇場 元事務局長
委員	宇津野 茂樹	公益財団法人つくば文化振興財団 常務理事
委員	江渡 浩一郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所 人間拡張研究センター 主任研究員
委員	篠原 光子	特定非営利活動法人つくばアートセンター 代表
委員	関 正樹	関彰商事株式会社 代表取締役社長
委員	塚原 正彦	筑波学院大学 経済情報学部教授
委員	仏山 輝美	国立大学法人筑波大学 芸術系教授
委員	柳瀬 敬	特定非営利活動法人自然生クラブ 施設長
市民委員	三浦 一憲	まちかど音楽市場 代表
市民委員	守屋 俊甫	健幸エンターテイメント株式会社 代表取締役
市民委員	山崎 誠治	研究学園グリーンネックレスアートの会 主宰

(2) 開催記録

	日時	主な審議内容
第1回審議会	平成30年7月13日	<ul style="list-style-type: none">・開会・市長挨拶・人事発令通知書の交付・自己紹介・正副会長の選出・諮問・つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針の改定について
第2回審議会	平成30年9月21日	<ul style="list-style-type: none">・開会・市長挨拶・人事発令通知書の交付・自己紹介・つくば市文化芸術推進基本計画の構成について・つくば市文化芸術推進の基本的方向について
第3回審議会	平成30年11月6日	<ul style="list-style-type: none">・開会・文化芸術に関する市民意識調査中間報告・基本計画の主要施策について・基本計画の実現に向けた推進体制について・つくば市文化芸術振興基本条例の改正について・今後のスケジュールについて
第4回審議会	平成30年12月4日	<ul style="list-style-type: none">・開会・基本計画の最終確認について・つくば市文化芸術振興基本条例の改正について・今後のスケジュールについて

3. 文化芸術市民意識調査報告書（概要版）

当資料は「文化芸術市民意識調査報告書」の主要な内容について編集したものです。報告書はつくば市ホームページ、文化芸術課及び各地域交流センターにて閲覧できます。

（1）調査の概要

- 【目的】 文化芸術に対する多様な市民意識を調査し「基本計画」策定の基礎資料とするもの。
- 【期間】 平成30年9月13日（土）～9月28日（日）
- 【調査対象】 住民基本台帳に基づく18歳以上のつくば市民2,500名（無作為抽出）
- 【回答数】 721名（回答率：28.8%）

（2）調査内容（全19問）

調査項目	概要
①回答者の属性	回答者の性別、年齢、職業等を把握するもの。
②日頃の文化芸術の鑑賞や体験活動	日頃の文化芸術活動の状況について、その種類、頻度、活動場所等について整理し傾向をはかるもの。
③文化芸術に関する現状認識・評価	文化芸術に関する現状の満足度や、各施策の今後の重要度等についての意識調査をまとめ、基本計画の指標とする。
④個別の施策に対する現状・評価	情報入手方法や子どもとの関わり等について、現状と市民の意識を調査し、今後の個別施策の参考とするもの。

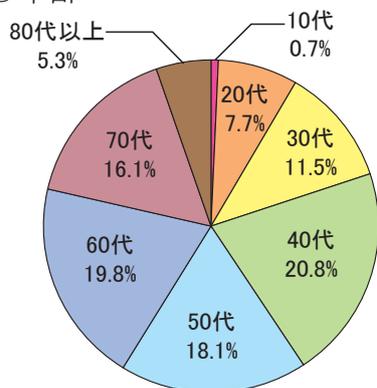
※「概要版」では計画全般に関わる内容として、①～③を中心に上げます。

（3）調査結果

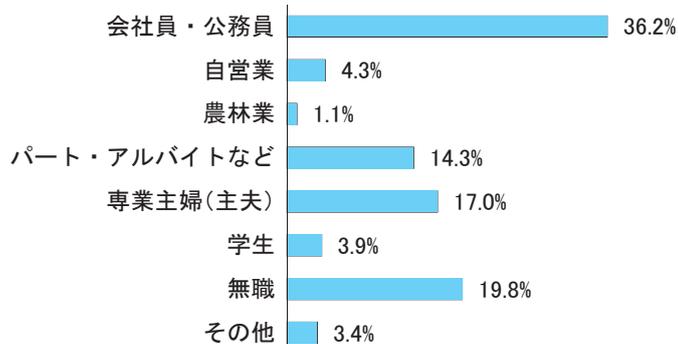
①回答者属性

○性別：男性 42.1% 女性 57.9%

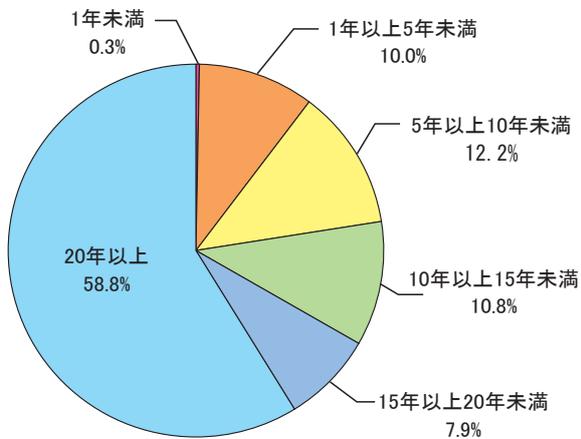
○年齢



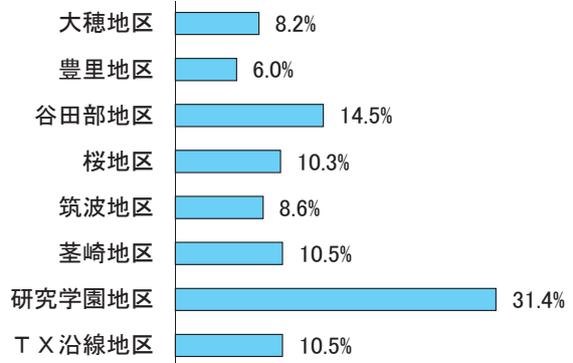
○職業



○居住年数



○居住地区

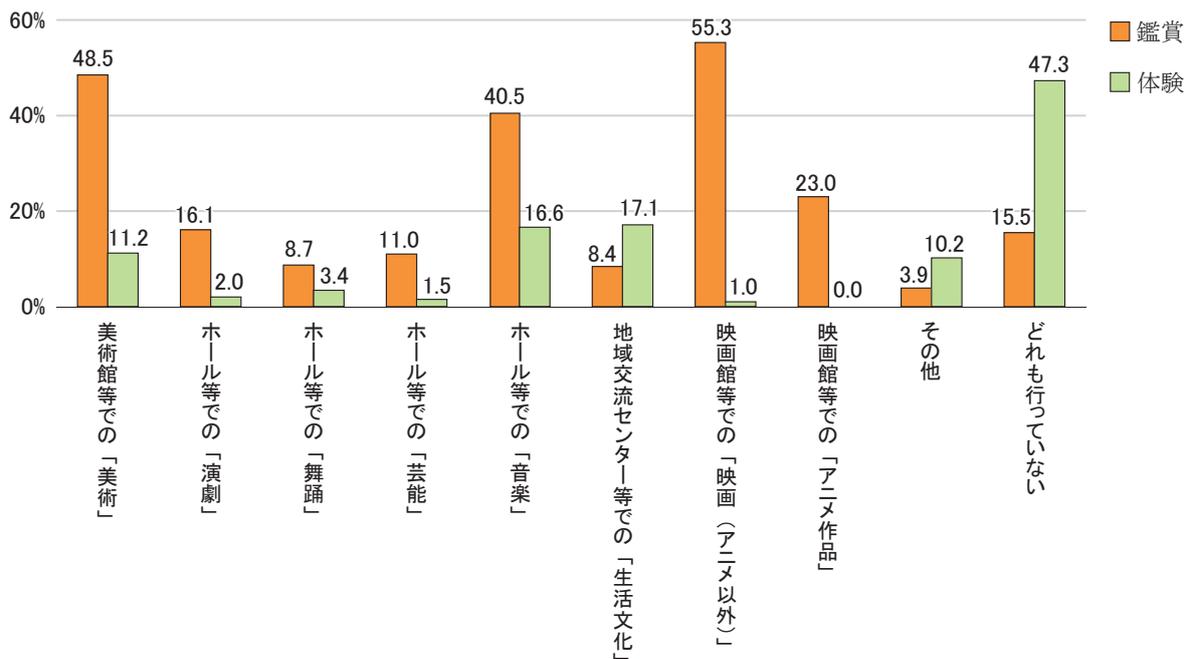


②日頃の文化芸術の鑑賞や体験活動について

○鑑賞・体験活動の有無

「鑑賞活動」では『映画館等での「映画（アニメ以外）」』が55.3%、次いで『美術館での「美術」』、『ホール等での「音楽」』等が高い回答率である一方、「体験活動」では「どれも行ってない」が47.3%と最も高い回答率となっている。

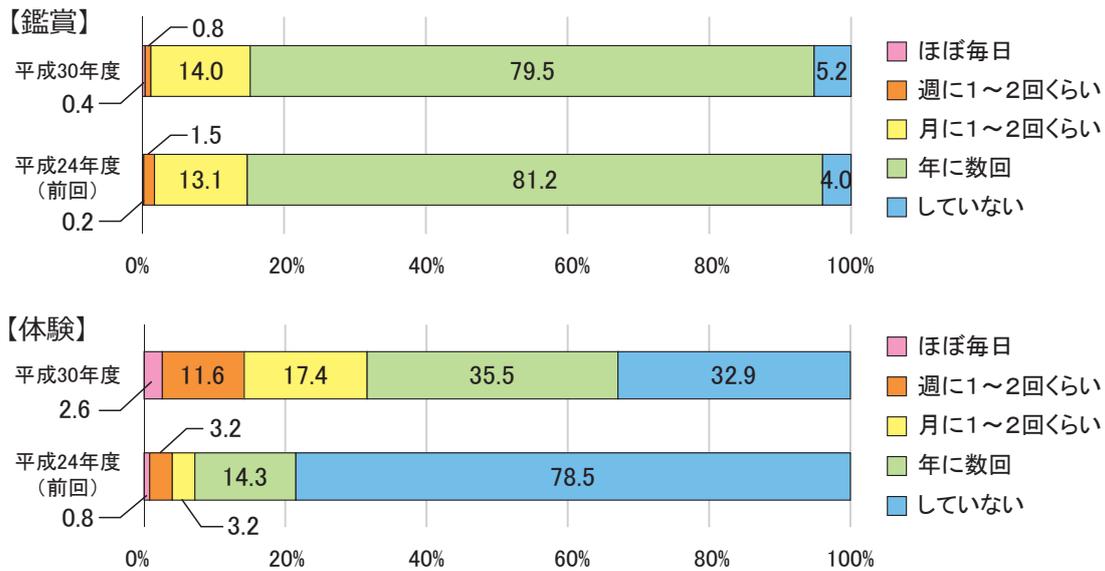
過去1年間における文化芸術の鑑賞・体験活動の有無（複数回答可）



○鑑賞・体験活動の頻度

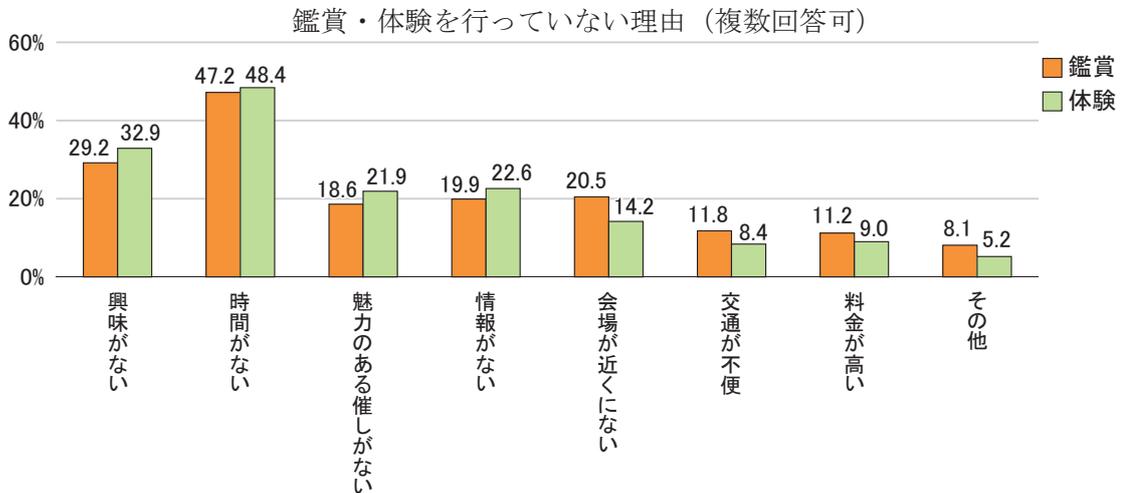
「鑑賞頻度」は「年に数回」が79.5%となっており、平成24年度（前回）調査の比較でも大きな差は見られないが、「体験頻度」については何らかの体験活動をしている回答率が67.1%と前回比45.6ポイント増加し、体験活動をしていない割合が大幅に減少している。

過去1年間における文化芸術の鑑賞・体験活動の頻度



○文化芸術の鑑賞・体験を行っていない理由について

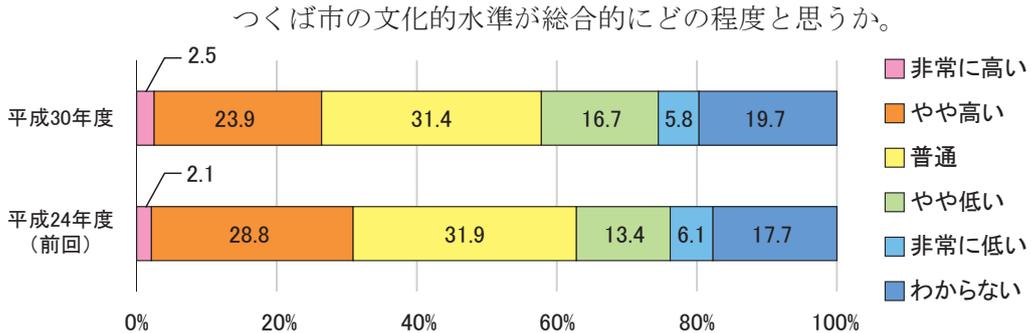
それぞれ「時間がない」の割合が鑑賞は47.2%、体験は48.4%と最も高く、次いで「興味がない」の割合が鑑賞は29.2%、体験は32.9%と高くなっている。



③文化芸術に関する現状認識・評価

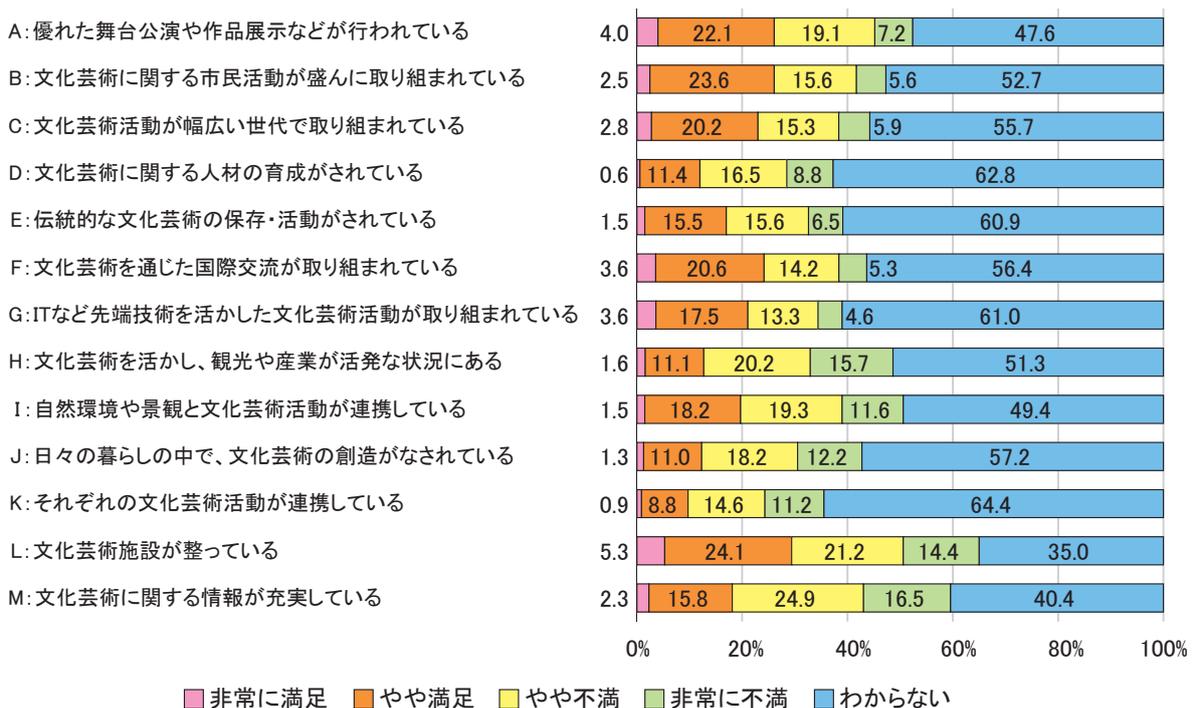
○つくば市の文化的水準

つくば市の文化的水準については「普通」が31.4%、「非常に高い」「やや高い」を合わせた評価は26.4%、「非常に低い」「やや低い」を合わせた評価は22.5%となり、「高い」評価と「低い」評価がほぼ同じ割合となっている。



○つくば市の文化芸術振興の現状の満足度

全体的に「わからない」という回答が多い中「文化芸術に関する情報が充実している」について「やや不満」「非常に不満」を合わせた「不満」側の評価が41.4%、「文化芸術を活かし、観光や産業が活発な状況にある」が35.9%、「文化芸術施設が整っている」が35.6%と比較的高くなっている。



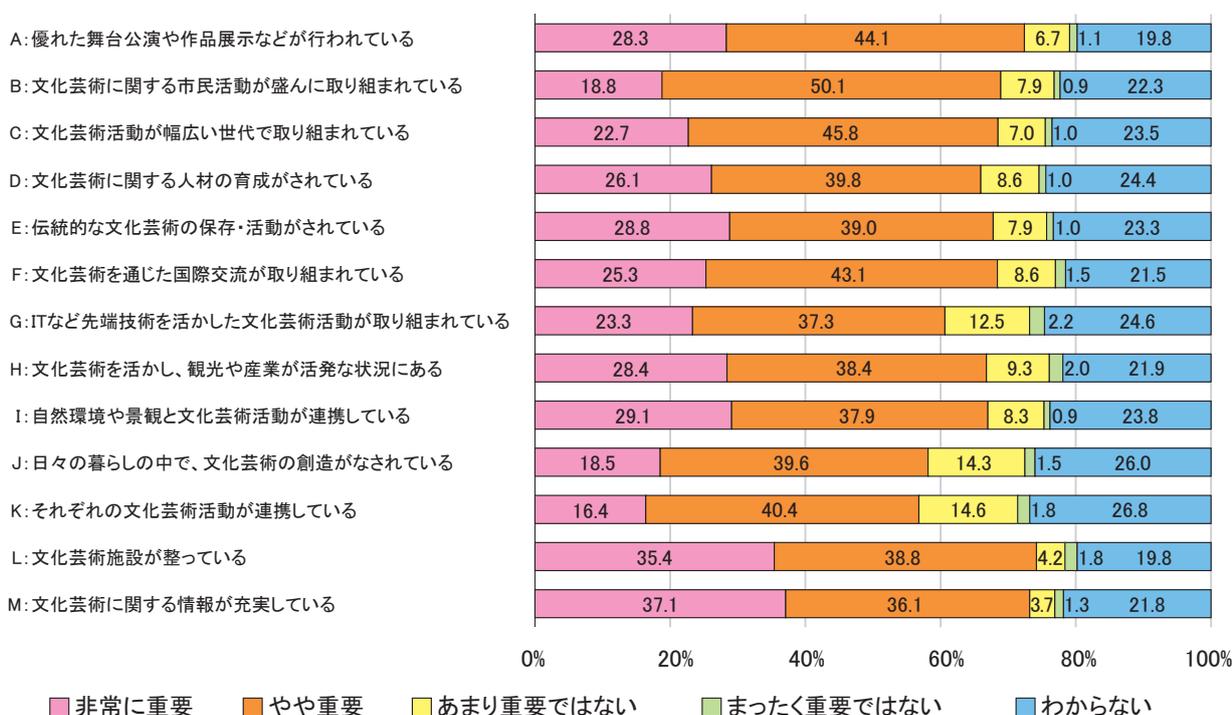
なお、「つくば市の文化芸術振興の現状の満足度」は、「基本計画」の施策全体の成果を判断する評価指標として活用します。(P.18 V章2「計画の指標」参照)

基本計画指標と市民意識調査選択肢の対応

指標	選択肢
文化芸術に接する機会の拡充	A・B
すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	C
文化芸術に資する人材の育成と活用	D
地域に根付いた伝統の継承・発展	E
多文化共生による文化芸術の振興	F
科学と融合した文化芸術の振興	G
文化芸術によるイノベーションの創出	H
自然との共生による文化芸術の振興	I
プラットフォームの形成	J・K
文化施設の整備と活用	L
文化芸術情報の収集と提供	M

〇つくば市の文化芸術振興に今後重要なこと

「文化芸術に関する情報が充実している」について、「非常に重要」が「やや重要」を合わせた「重要」側の評価が73.2%、「文化芸術施設が整っている」が74.2%、「優れた舞台公演や作品展示などが行われている」が72.4%であり、「現状の満足度」との相関関係がうかがえる。



つくば市文化芸術推進基本計画

平成 31 年(2019 年) 3 月

つくば市

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

TEL:029-883-1111(代)



平成31年(2019年)3月

つくば市

令和元年度つくば市文化芸術審議会での意見

平成 30 年度に策定した「つくば市文化芸術推進基本計画」の実現にむけて、令和元年度審議会を継続開催し、意見を収集した。

1 文化芸術創造拠点の形成（廃校利用）について

- ・ 地元の人とのコンセンサスは必須
- ・ 専門性を持った団体や組織が運営するべき。ソフト面にハード面が耐えられるかが鍵
- ・ 隔離された施設より、人の出入りがある施設が望まれる。
- ・ アートだけでなく科学や観光、教育などと連携し、他の廃校や施設とも繋がるような取り組みをしていくべき。
- ・ ディレクターがきちんとプログラムを作りプロジェクトとして様々なことを展開できると良い。

2 「新たな支援制度の構築」について

- ・ まずは、採択する側（市）の制度を整えることが必要
- ・ 最低でも 1 人、専門のプログラムオフィサーをおくべき。
- ・ 市の補助金や助成金は、申請方法が煩雑なわりに支援額が少ない印象である。効率化すべき。
- ・ ただお金を渡すのではなく、採択した側（市）が事業に対してアドバイスや支援をしていくべき。
- ・ 資金を市ではなく他団体から持ってくることも考えては。例えば研究所の研究費や、企業など相互にメリットがあれば支援を得られる可能性がある。

3 「プラットフォームの構築」について

- ・ 専門性の高い人、地元のことをよく知っている人、ネットワークを持っている人などが好ましい。
- ・ 個人ではなく、複数人や、団体にディレクションしてもらうのもありでは。
- ・ 候補地の決定、ディレクターを決める時期、試行事業等、スケジュールの順番を整理すべき。
- ・ 拠点設立の目的を明確にして、継続的に事業を動かしていくような仕組みを作るべき。

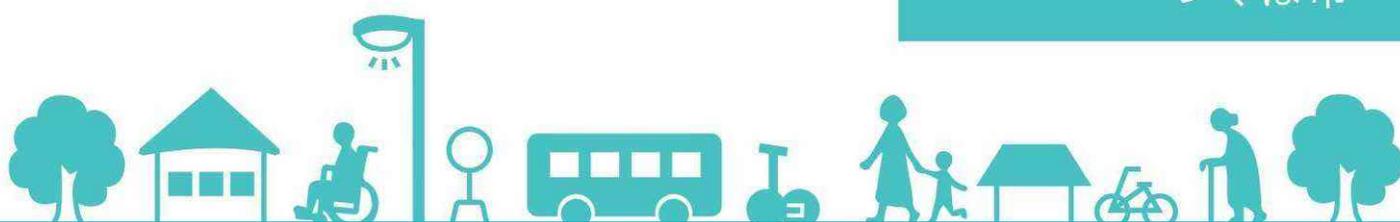
市長公約事業のロードマップ 2020-2024 概要

世界のあしたが見えるまち

ともに創る

- 1 徹底した行政改革
- 2 安心の子育て
- 3 頼れる福祉
- 4 便利なインフラ
- 5 活気ある地域
- 6 誇れるまち

令和2年12月
つくば市



1 徹底した行政改革 さらに市民第一の市政へ

公約事業名称

- スマホから「いつでも・どこでも」可能な行政手続きを実現
- 欲しい市役所の情報が自動で届き、道路破損などの気づきを気軽に通報できる双方向のシステムを導入
- 規制緩和を実現する内閣府スーパーシティ構想への申請とプライバシーを重視したデータ利活用
- つくばセンタービルに便利な市役所窓口を開設
- 日本語学習環境の充実などによる海外出身者も住み続けたいくなるまちづくり

取り組み

スマホからの行政手続きを充実させて利便性を高めます。スマホを利用しない方が不便にならないような配慮も行います。

それぞれの市民の子育てや介護などの状況、住んでいる地域に対応した情報をプッシュ型で届けるアプリを市民に提供します。また、道路破損などの気づきもアプリを活用して気軽に市役所へ通報できるようにします。

大幅な規制緩和により新たな技術の社会実装を一部の地域で優先的に進めることができるスーパーシティへの選出を目指します。公民連携を進め、プライバシーを重視したデータ利活用と規制改革により、便利で快適な人中心の未来都市を構築します。

市の中心部に位置するセンタービルへ市役所窓口を新設することにより、利便性を高めるとともに中心市街地への新たな人の流れを生み出します。

大人向け日本語講座の開催や子ども向け日本語学習支援などの環境を充実させるとともに、国際交流拠点の整備を進めることにより、海外出身者が一層住み続けたいくなるまちづくりを行っています。

2 安心の子育て こどもとママパパにもっとやさしい子育て環境

公約事業名称

- 産婦人科開設の助成金により、市内で出産しやすい環境を整備
- マル福を高校生の外来診療まで拡大して家庭の負担を軽減
- 公立保育所での昼食用白米持参・おむつ持ち帰りの慣行を見直し
- 公立幼稚園での満3歳からの受け入れを対応可能な園から試行的に開始
- 放課後児童クラブの待機児童をゼロへ
- 公民連携で推進するフリースクールにより不登校の児童生徒が安心して通える居場所を確保

取り組み

産婦人科の開設などを支援するための助成金を活用しながら、市民が市内で安心して出産できる環境の整備を進めています。

子育ての経済負担を少しでも減らすため、保険診療の医療費について自己負担分の一部を助成する医療福祉費支給制度（マル福）を高校生の外来診療まで拡大します。

保護者の負担を減らすため、公立保育所における昼食用の白米の持参や、おむつの持ち帰りを見直します。

公立幼稚園での受け入れは満4歳児からとなっていることから、民間幼稚園のように満3歳からの受け入れについて、一部の園から試行的に開始していきます。

放課後児童クラブのニーズが急速に高まり、待機児童が発生していることから、2024年度までに放課後児童クラブの待機児童をゼロにすることを目指します。

2020年10月1日から開設した不登校の児童生徒も安心して通えるフリースクールにおいて、個性に応じたさまざまな学習機会を提供するとともに、新たな支援方法を構築します。



スマホを利用した行政手続き



公立保育所での昼食



みんなの食堂

3 頼れる福祉 すべての人が自分らしく生きる社会

公約事業名称

- 身近な地域で運動や趣味の活動ができる「高齢者憩いの広場」の整備を市内全域で推進
- 子どもと保護者への支援が切れ目なく受けられる児童発達支援センターの開設
- 市内のバリアフリー化促進に関するマスタープラン策定と公共施設などの対応の推進
- 子どもたちが安心して過ごせる学習拠点やみんなの食堂の整備の推進

取り組み

2018年度から整備を開始し、現在9カ所の拠点で活動が行われている「高齢者憩いの広場」について、引き続き身近な地域で運動や趣味の活動ができるよう整備を進めていきます。

子どもの発達に関する支援を切れ目なく受けられるようにするため、消防本部跡地に児童発達支援センターを新設します。

バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針を策定することで、市内のバリアフリー化の方針を明確化するとともに、公共施設などでのバリアフリー対応を進めていきます。

家庭の経済状況などの環境によらず、子どもたちが安心して過ごし、学習できる場所を提供するため、学習拠点やみんなの食堂の整備を進めています。今後も、いただいたつばこどもの青い羽根基金への寄付を活用し、拠点の充実に向けて取り組んでいきます。

4 便利なインフラ 快適で持続可能なインフラ整備

公約事業名称

- 公共交通をさらに便利にするための市民との対話と改善の継続、近隣自治体との連携推進
- 災害に備えて物資を保管する防災倉庫の整備
- 余った食品の利活用や落ち葉などの堆肥化を推進

取り組み

公共交通の改編により、つくバスの停留所は223カ所に倍増し、荃崎地区では路線バスの牛久駅への乗り入れを実現、筑波地区では支線型バスの運行が開始しています。これらにより2019年度の公共交通利用者数は、前年度比で約1万人増加しており、市民意識調査では満足度が3.1%改善しています。今後も、公共交通の持続可能性を確保しつつ、市民満足度を高めていくため、きめ細やかな対話による改善や、近隣自治体との連携を推進していきます。

平時から食料や飲料水、防災資機材などを備蓄でき、災害時には支援物資の受け入れが可能な防災倉庫の整備を行い、災害に対して強いまちづくりを進めます。

給食などで余った食品、落ち葉や剪定した枝等の、土壌改良材や堆肥としての活用について調査していきます。



つくバス



Farm to Table つくば



じゃぶじゃぶ池

5 活気ある地域

つながりを力に活気ある地域へ

公約事業名称

- 周辺市街地8地区で取り組んできた地域振興のさらなる発展と他の周辺地域や団地への横展開
- コロナの影響を受けている地元企業の相談体制を充実させ一元的にサポート
- 地元飲食店でのつくば産農産物の使用促進

取り組み

これまで北条、小田、大曾根、吉沼、上郷、栄、谷田部、高見原の周辺市街地8地区で地域活性化の取り組みを進めてきました。これらを基礎に8地区での取り組みをさらに発展させるとともに、他の周辺地域や住民が減少している団地への横展開を行い、市内のさまざまな地域で活性化を進めていきます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者向けに新たに設置した相談窓口について、今後も、市の制度に限らず国・県の制度も含めて横断的に相談できる環境を提供、強化していきます。

つくば産農産物を扱う地元飲食店を応援するための地産地消レストラン制度を推進し、地元でのつくば産農産物の消費拡大を促進していきます。

地域の課題解決と魅力をさらに引き出す取り組み

筑波

- 筑波東中学校跡地をジオパークやサイクリングの拠点として整備
- 筑波西中学校跡地に誘致したS高等学校との連携による地域活性化の推進

大穂

- 小貝川や地域の商店などの地域資源を生かした誘客を推進
- 道路の整備や幅員の推進による、大穂地区の東西移動の円滑化

豊里

- 上郷高校跡地の利活用方針を決定
- 豊里ゆかりの森や川口公園、小貝川などのさらなる魅力向上を推進

桜

- 桜庁舎跡地を活用した地域活性化の推進
- 都市計画道路妻木金田線の整備に向けた取り組みの加速

谷田部

- 谷田部庁舎跡地への交番誘致や暫定的なイベント広場としての整備を推進
- 圏央道・つくば中央インターチェンジ周辺の土地利用を促進

荃崎

- 荃崎庁舎跡地を活用した地域活性化の推進
- 六斗の森や牛久沼のアウトドア拠点としての魅力向上を推進

つくばエクスプレス沿線

(研究学園、万博記念公園、みどりの)

- 地域住民が施設利用できるとともに、交流も可能な新設校の設計や学校用温水プールの整備
- 交番や郵便局の誘致活動を推進

6 誇れるまち

つくばの魅力をもとに創る

公約事業名称

- 老朽化が課題となっているセンタービル・センター広場のリニューアル
- 廃校を活用した文化芸術の新たな活動拠点の整備
- 公式記録の取れる陸上競技場の整備
- 公園に滞在したくなるようなプレイスメイキングや店舗出店の促進

取り組み

つくば駅からの動線の確保や老朽化に対応するため、センタービルを市民活動や交流するための拠点としてリニューアルします。センター広場は、駅前広場と連続したにぎわいや交流を生み出せるよう環境を整えていきます。

つくばの文化芸術をさらに盛り上げるため、廃校を活用し、作品制作や発表の場、地域のコミュニティスペースとなる新たな活動拠点を整備していきます。

公式記録が取れる陸上競技場の整備に向けて、構想の策定や大規模事業評価、設計などを推進していきます。

公園でのバーベキューやカヌーなどのアウトドア体験、じゃぶじゃぶ池の開放、多くの店が出店するイベントなど、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が楽しめる特色や魅力のある公園空間を創出します。



公約 番号	122	公約事業名称	廃校を活用した文化芸術の新たな活動拠点整備				担当部課	市民部文化芸術課 都市計画部公有地利活用推進課			
内容	廃校を活用し、アーティストが作品制作や発表の場として利用するほか、地域のコミュニティスペースとなる文化芸術創造拠点の整備を行う。										
重要業績 評価指標 (KPI)	—						現状値	—			
			2020年度	2021年度	2022年度		2023年度		2024年度		
		目標値	—	—	—		—		—		—
		実績値									
実施内容 [凡例] 計画 実績	地元説明・試行事業	←————→									
	文化芸術審議会の設置 活用計画の策定	←————→									
	拠点施設 設計・工事	←————→									
		←————→									
事業費見込み(千円)		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
		100		520		20,000		200,000		—	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術創造拠点の設置について旧田水山小学校を候補地とし、地域住民に参加してもらい試行事業を行いつつ、文化芸術審議회를招集し、具体的な活用方法と、改修・修繕の計画を立てていく。 試行事業では、市内在住のアーティストや文化団体にワークショップ等の出演依頼を行う予定。 2022年度以降に設計・工事を予定している。 										

令和3年度 第1回つくば市文化芸術 審議会

参考資料



「文化芸術創造拠点」の候補地の位置関係



「文化芸術創造拠点」の候補地

① 田水山小学校



敷地情報	
所在地	水守620
敷地面積	11,777㎡
区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建蔽率/容積率	60%/200%

建築物概要		
施設名	教室棟	体育館
建築年	平成7年	昭和57年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	地上3階	地上2階
延床面積	2,510㎡	776㎡
耐震性能	新耐震	新耐震
既存利用	特になし	学校開放、指定避難所

「文化芸術創造拠点」の候補地

② 北条小学校



敷地情報	
所在地	北条1077
敷地面積	14,346㎡
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種中高層
建蔽率/容積率	60%/200%

建築物概要		
施設名	教室棟	体育館
建築年	昭和53年	昭和55年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	地上3階	地上2階
延床面積	2,392㎡	875㎡
耐震性能	Is値 0.58	Is値 0.51
既存利用	特になし	指定避難所

「文化芸術創造拠点」の候補地

③ 筑波小学校



敷地情報	
所在地	国松1400
敷地面積	7,541㎡
区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建蔽率/容積率	60%/200%

建築物概要		
施設名	教室棟	体育館
建築年	昭和50年	昭和56年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	地上3階	地上2階
延床面積	2,274㎡	658㎡
耐震性能	Is値 0.66	Is値 0.42
既存利用	特になし	投票所

「文化芸術創造拠点」の候補地

④ 田井小学校



敷地情報	
所在地	神郡1200
敷地面積	14,011㎡
区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建蔽率/容積率	60%/200%

建築物概要		
施設名	教室棟	体育館
建築年	昭和52年	昭和57年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	地上3階	地上2階
延床面積	2,109㎡	732㎡
耐震性能	Is値 0.49	新耐震
既存利用	特になし	学校開放、指定避難所、投票所

新耐震基準・旧耐震基準

用語	要件
新耐震基準（1981年6月～）	震度6強～7程度の揺れでも建物が倒壊しない
旧耐震基準（上記以前）	震度5強程度の揺れでも建物が倒壊しない

新耐震基準では、建物が一定の保有水平力を有しているか否かを検討するように規定されている。
 しかし、旧耐震基準の建物は現在のもとの設計法が異なっているため、保有水平耐力で耐震性能を図ることが難しくなる。そこで重要になるのが耐震診断結果の「Is値」である。

Is値

地震力に対する建物の強度・靱性を考慮し算出

数値	基準
$I_s < 0.3$	震度6強～7程度の地震に対して、倒壊または崩壊する危険性が高い
$0.3 \leq I_s < 0.6$	震度6強～7程度の地震に対して、倒壊または崩壊する危険性がある
$0.6 \leq I_s$	震度6強～7程度の地震に対して、倒壊または崩壊する危険性が低い

会 議 録

会議の名称		令和3年度第2回つくば市文化芸術審議会		
開催日時		令和3年（2021年）11月8日 開会 14:00 閉会 16:30		
開催場所		旧田水山小学校 ほか		
事務局（担当課）		市民部文化芸術課		
出席者	委員 (計11名)	小久保貴史、神谷大蔵、鈴木富士雄、野中勝利、 田中佐代子、小澤慶介、田中秀夫、宇津野茂樹、 根津陽子、矢島祐介、山中周子		
	その他 (計1名)	牟田都市計画部公有地利活用推進課係長		
	事務局 (計7名)	横田市民部長、稲葉市民部次長、日下文化芸術課長、 矢口同課長補佐兼係長、加藤同主任、田山同主任、 吉野同主事		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	—
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第5号に該当するため		
議題		「文化芸術創造拠点」の候補地		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 候補地見学会 3 議事 4 その他 5 閉会			
・ 候補地の見学後に審議が行われ、「文化芸術創造拠点」の候補地は旧田水山小学校となった。 ・ 次回開催予定日：令和4年（2022年）1月26日（水）13時から				